

政策資料

No.300 《復刊195号》
1991年9月1日

卷頭言 早川 勝 1

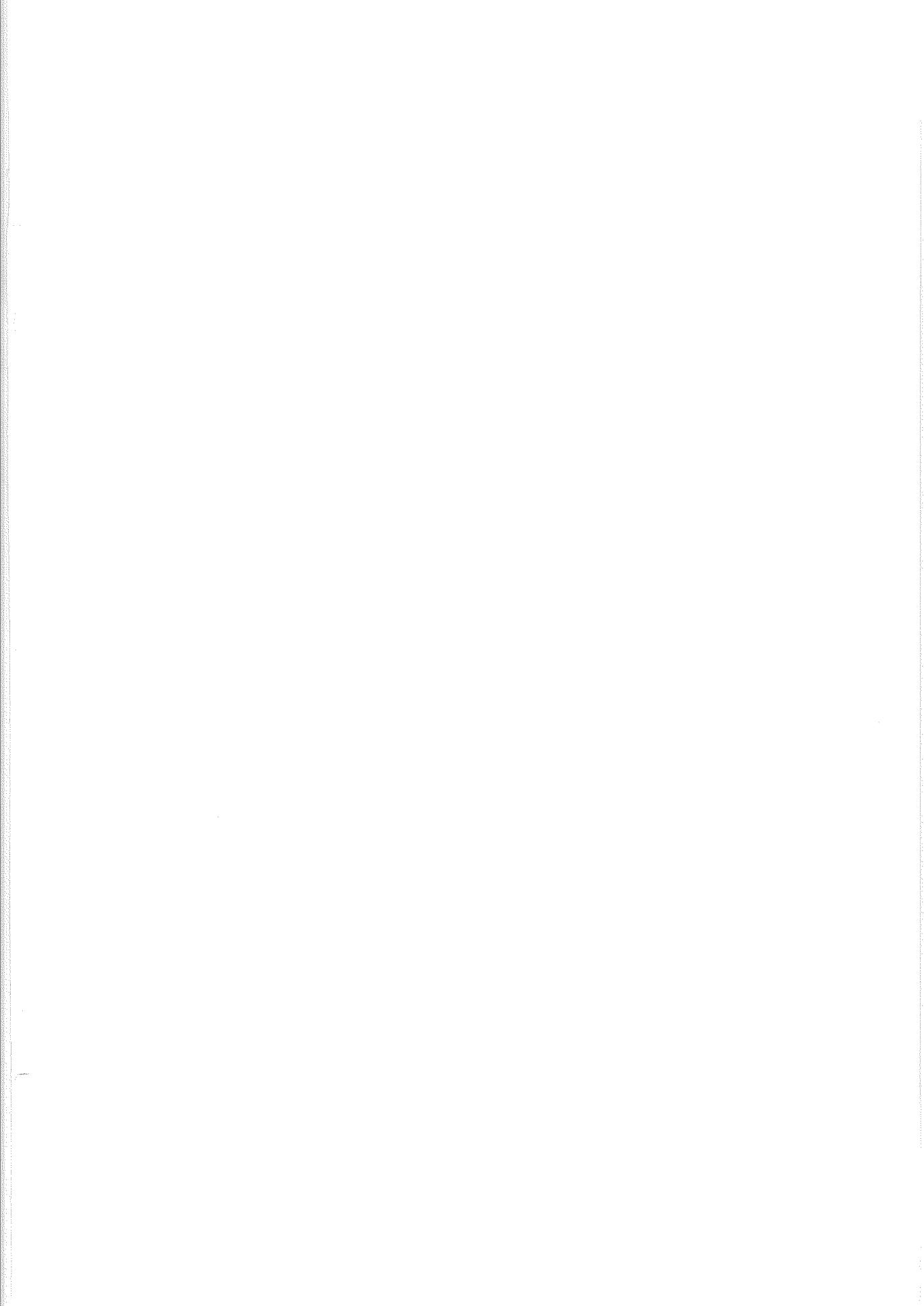
〈特 集〉

21世紀・子供ルネッサンス 2
— 日本社会党教育改革の
構想と行動指針（中間報告） —

- 雲仙岳噴火災害対策の早期立法化を
求める 49
- 住友・イトマン事件関係者逮捕につ
いて（談話） 50
- 四大証券の補てん先について
(談話) 50
- 準大手・中堅証券会社の損失補填に
ついて 51
- 「党改革のための基本方向」修正部
分 52

〈資 料〉

- 衆議院本会議代表質問 39
- 政府米価決定に当たっての談話 45
- ロンドンサミットに当たっての
申し入れ 45
- ロンドンサミットについて 47
- 国民に信頼される公正な証券市場の
確立に向けて 48



言頭巻



限りなき挑戦

早川勝
政策審議会会長

今回の臨時党大会において団ら
ずも政策審議会長という大任を務
めさせていたぐことになります
た。責任の重大さを痛感すると
もに重圧に負けることなく全力を
傾注する覚悟でございますので諸
兄姉におきましてはご支援、ご鞭
撻の程よろしくお願ひいたします。
私は二十年前に政策審議会に勤
めることから社会人としての生活
を始めました。社会党が総選挙で
大敗し、九十議席に激減したあの
当時のことです。

そして八十六年七月の総選挙で
初当選しましたが、議席は八十五
で社会党の議席が最小の時でした。
こんどの初めての執行部入りは世
論調査による社会党の支持率が結

党以来の低さという時です。おか
しなめぐり合わせと自分では思い
ますが、『逆境に強い男』になれ
ればいいのだがと反面では自らを
叱咤しています。

政権を担える党への脱皮と成長
のための苦闘の時代をわが党は迎
えています。それは政権を担える
政策の立案と提示を迫られている
とも言い換えられます。それだけ
に政策審議会の役割は一層重要性
を高めてきているといえます。

過去に学んで、とらわれず、現
実に立脚すれば埋没せず、未来
を展望して、夢想せず”を基本姿
勢に政策づくりに取り組んでいき
ます。政党は政策の継続性が必要
であり、命だともいわれていますが、
政治改革、国連平和維持活動（P

政党のための政策よりも国民、住
民、市民（地球的規模のひろがり
をもつていてのが現状）のための
政策はいかにあるべきかを原点に
すえた政策提示が政党の使命であ
り、政党の消長を決めていきます。

過去も現在も明日のために！政策
は未来を拓くために！あるのです。
生き生きとしたせいさく、ひらか
れた政策をつくるためには運動と
政策とが一体となり、相互に関連

を深めなければなりません。政策
をもたない運動は方向性を失い、
運動と結びつかない政策は机上の
空論にとどまり、無力なのです。

一二二回国会が開かれています。
ただきますことをお願い致します。
経験豊富な先輩各位には奥深い
知恵と情味溢れる提案を、二世纪
にわたって活躍される各位にはフ
レッシュでロマンの香る提案をい
たします。

（はやかわまさる・衆議院議員）

KO）等々いずれも我が国半世紀
の歴史に一つの総括を求めてきて
います。日本資本主義の特異な体
質は何か？経済は一流だったの
か？企業の倫理は？政党は誰の
ために、何をするために存在する
か？議会政治百年を過ぎて国民の
議会に対する信頼度は？そして、
わが国の平和・安全保障と世界の
平和・安全保障とのかかわり、わ
が国の国際協調主義、国際平和主
義の基本が問われているのです。

“自由・公正（平等）、連帯”
を基本価値にした現代日本の社会
民主主義の内実を具体化するのが
政策です。理論と政策は表裏一体、
不即不離なのです。難題・難問が
山積していますが、限りなき挑戦
です。

1

特集

二十一世紀・子どもルネッサンス

一九九一・七・一九 中央執行委員会決定

目 次

はじめに 「子どもルネッサンス」を求めて

一 子どもと教育の現状

- (一) 子どもの危機と家庭・地域・学校の危機
- (二) 「市場化」による公教育の危機
- (三) 「平和・人権・民主主義」教育の危機

日本社会党
教育改革プロジェクト
教育政策委員会

二 二十一世紀・新たな教育の課題

- (一) 國際社会に生きる教育
 - (二) 情報化社会に生きる教育
 - (三) 市民社会成熟化の中の教育
- 三 教育改革の考え方
- (一) 子どもの権利確立をめざして
 - (二) 地球市民・主権者国民として育ちあう
 - (三) 生涯にわたる学習権と情報権の確立
 - (四) 人間中心の科学技術・文化・芸術教育の振興

六十歳であるうと十六歳であるうと人の胸には、驚異に魅かれる心、おさな児のようない未知への探求心、人生への興味の歓喜がある。君にも吾にも見えざる駆逐が心にある。人から神から美・希望・よろこび・勇気・力の靈感を受ける限り君は若い。

(サミュエル・ウルマン『青春』)

——作山宗久訳より——

希望と理想が実現されるよう、日本社会党は、教育改革の構想と行動指針を提案する。

(四) 人間中心の科学技術・文化・芸術教育の振興

(五) 「受験戦争」をなくし、学校を地域に開く

る幼稚園

②幼稚園でも「長時間保育」を

5 人間的な情報化社会の建設に向けて

(六) 人権に根ざした教育

(七) 参加と自治による教育の再生

II 教育改革への提言

—私たちの目指すもの

— ゆっくり・のびのび・子どもの生活

(一) 家庭と地域に子育ての力を

1 子どもに「最善の利益」を

2 親としての自覚を

3 家庭に社会的援助を

(一) 「保育一元化」をめざして

1 縦割り子ども行政の転換

(1) 幼稚園、保育所の二元行政

の見直し

(2) 今こそ「保育一元化」を

2 私たちの考える「保育一元化」

(1) 「子どもの家」構想

(2) 多様な保育機能

(3) 大人の触れ合いも

(4) 「子どもの家」の規模と諸施設

(5) 「子どもの家運営協議会」

(6) 子ども行政の一元化

3 「子どもの家」の実現に向けて

(1) 幼稚園を基盤にして

① 「保育に欠ける子」も入れ

②保育機能の多様化

(3) 保育内容の一元化

(4) 児童館の役割の拡大

(5) 諸施設の連携強化を

(6) 「保育一元化委員会」と

「地区子ども協議会」

二 友達のできる学校・特技を伸ばせる地域

(一) 子どものための「学校五日制」

1 「学校五日制」を早急に

2 教育全体の見直しと改革

3 これからの中学校像

4 教育課程の自主編成と保護者の

学校参加を

5 地域活動の充実

(一) 新しい教育課題への挑戦

1 軍縮と平和への確信を育てる

2 他民族との共生・連帯を求めて

3 差別の撤廃・基本的人権の徹底

のために

4 環境を守り、自然との共生を目指して

③「障害児福祉・教育援助センタ

(3) 子どもの個性を尊重できる教職員体制

(4) 教育内容・方法・評価の見直し

1 新しい教育課程の編成

2 授業の革新へ

3 評価制度の見直し

(五) 管理主義教育から共生・自治・参

加の学校へ

1 「学校憲章」を制定しよう

2 「日の丸」「君が代」の強制を除く

3 体罰の根絶と子どもの異議申立て権

4 不登校を学校改革の起點に

5 学校ソーシャル・ワーカーの配置

6 部活の見直し

7 学校運営の民主化を

(1) 民主化のための当面の課題

(2) 「学校協議会」の設置

(三) 「校区教育協議会」の設置

8 教職員身分の確立

(六) 学校図書館と学校給食

1 自学自習の力を育てる

2 給食を文化としての食に

(七) 地域活動の充実をめざして

1 文化・スポーツ施設の拡充

2 自主的団体活動への援助

3 ボランティア活動への参加

4 農山漁村と都市の交流

三 高校入学試験の廃止に向けて

(一) 子ども達に新たな挑戦の機会を

(二) 公立・私立高校間の協議を

(三) 大学入試改革との結びつき

四 明日を開く高等教育の創造をめざして

(一) 大学の改革

1 国民生活と国際社会に貢献する

2 平等で個性ある大学教育を

(1) 「国立総合大学」の創設

(2) 専門と教養の統一

(3) 開かれた大学の構想

(二) 大学院の改革

1 「国立総合大学」の修士課程

2 「連合大学院大学」の構想

(三) 短期大学・専修学校と「コミュニティ・カレッジ」

(四) 私立大学改革への期待

(三) 多様な生涯学習要求に応える

8 1 学習機会の拡大とネットワーク化

(四) 学習権を保障できる公共施設

9 1 リカレント教育の推進

2 リカレント教育制度の定着を

3 リカレント教育と高等教育機関

4 有給教育休暇制度の導入

(五) 当面の高等教育改革に向けて

1 高等教育機関の自主的・自覚的

2 改革を

3 改革を

(六) 教育と職業資格・就職制度の関係

1 資格試験と学歴要件

2 学校と就職斡旋業務

3 職業資格の正当な評価を

(七) 教育自治に基づく教育行財政

1 教育委員会法の制定

2 中央教育委員会

3 学習権保障の教育財政

4 学習権を保障する教育予算

5 移行期の入学選抜方法の改善

6 資格試験への転換

7 選抜方法の多様化

8 国立大学付属校の改革

9 私立大学への要望

はじめに

子どもは、希望であり、未来です。

二十一世紀を、その子どもの権利が実現される世紀にしたいと私たちは考えます。大人社会や人間そのもののあり方の問い合わせを踏みだしたいと思います。

そのためには二つの課題に応える必要があります。一つは、一九九〇年七月に神戸市の高校で起きた痛ましい「校門圧死事件」や、依然として増え続けている「いじめ」や「登校拒否」、激化している「受験戦争」などに象徴される教育荒廃を克服することです。もう一つは、二十一世紀に入ってさらに進むと思われる国際化、情報化、高齢化などに適切に対応できる教育を創り出すという課題です。日本社会党は、これまでにも、一九七九年と一九八六年の二回にわたって教育改革案を示し、その実現のために努力してきました。

二十一世紀を間に控えたいま、「二十一世紀・子どもルネッサンス——日本社会党教育改革の構想と行動指針（中間報告）」をまとめて、新たな問題提起を行いたいと思います。皆さんとの討論によって、さらに豊かなものにしたいと思いますので、率直なご意見を戴くようお願いします。

I 「子どもルネッサンス」を求めて

一、子どもと教育の現状

(一) 子どもの危機と家庭・地域・学校の危機

1 日本の子どもと青年は、そして家庭・地域・学校は、いま大きな危機を迎えています。

人の関わりが持てず、孤立し、無気力に陥っている子ども達が増えていて、関わりがあつても、「いじめ」や「問題行動」などの歪められた形になってしまふ傾向が強まっています。性意識の歪みも指摘されています。

成長の土台である体も、硬直化、肥満、骨の折れやすさなど、危機的です。アレルギーやアトピーなどで苦しんでいる子ども達も少なくありません。視力の著しい低下も心配です。

2 家庭から、親と子がゆっくり触れ合い、か、時には子ども達をないがしろにしてしまうような状況にあります。

子ども達が暮らし、遊び、学ぶ場である家庭・地域・学校も、その役割を果たすどころか、にくくなっています。本来なら楽しいはずの部活動も、対外試合での優勝を自己目的化し、様々な問題を引き起こしています。

ラバラに時間を過ごしているということが少なくありません。幼い子どもがポツンと過ごす機会も増えています。

親と子が、役割分担をしながら日々の暮らしを行い、子どもの成長を温かくうながすと

いう子育ての力は次第に薄れてきています。

現在の日本は、責任ある子育てができない環境、子どもを生むことさえためらってしまう環境にもなりつつあります。

3 地域に、子どもの声が響かなくなっています。その危機は、子ども達の心と体の両面に現れています。

前で一人で過ごす子どもが増え、群れて遊ぶ姿が見られなくなっています。生活が自然や伝統・地域の歴史から離れた結果、子ども達の遊び場が消え、地域社会における子どもの役割も失われつつあります。

4 学校は子どものためにあるはずなのに、子ども達が学校を避け、中退してしまう子どもも増えています。「受験戦争」は低年齢化し、激しさを増し、中学校や高校の予備校化が進んでいます。学校だけでは不安だという意識も広まり、塾通いをする子どもも多くなりました。

過密で画一的な教育課程を押しつけられて、一人ひとりの子どもに寄りそった教育は行いにくくなっています。本来なら楽しいはずの部活動も、対外試合での優勝を自己目的化し、様々な問題を引き起こしています。

大学はレジャーランド化し、就職のためのパースポート取得の場にされる傾向が進み、「受験戦争」に疲れてしまった大学生の学問・研究への情熱の乏しさもよく嘆かれていました。科学技術の発展や文化の創造という点からも大変憂慮される状況です。

(二) 「市場化」による公教育の危機

1 臨教審答申に象徴される中曾根教育改革以降、教育に大きな変化がもたらされました。企業経営モデルが教育に取り入れられたため、企業競争と同じ競争原理が教育にも導入され、教育が物と同じように市場で売買される「商品」になり、その「商品」をつくりだす産業が急成長しました。

2 本来なら公の費用で負担しなければならない分野の教育予算さえも削られてきました。この結果、個人の負担割合が増え、教育が個人の私的の利益の対象となる傾向が強まりました。高所得層の人々は「有利で商品価値の高い教育」を購入し、低所得者は教育を手に入れることすらできない場合があるという格差が生まれてきています。

3 高所得層の家庭では、小・中・高でも「進学に有利な私立学校」を選ぶようになってきています。家計の苦しい人々には、こうした選択の余地はありません。塾や予備校、海外でのホームステイなど、結果的には受験に有利な機会を得るにも所得格差が決定的な

要因になっています。いわば、学校教育におけるファースト・トラック（エリート用の高速コース）が生まれつつあります。

4 この傾向は幼児教育の段階にも波及し、家庭教師を思わせる高級ベビーシッターの登場や各種幼児教室の繁盛が見られます。お金さえあれば、私的保育サービス機関で有利な幼児教育が受けられる状態になってきます。

5 習いことなどでは、社会的・公的な条件整備が遅れているので、どうしてもお金がかかります。音楽や美術などでは特に、かなりの額になります。こうしたことにお金をかける余裕のない家庭では、子どもの将来にハンドィを負わせることになります。

6 「生涯学習体系への移行」という政策も、基本的には個人の自助努力で生涯学習を進めなさいというものです。このため、そのサービスは教育産業が提供するか、公的なものであってもかなりの負担を必要とするものになります。高所得者向けのサロン型の会員制学習システムが生まれる一方、かつては無料であった公民館での講座が有料化するという事態が生じてきています。

2 また学習指導要領では、主権者である国民個々の役割や社会正義・基本人権を軸とする「人間のあり方」を大切にするのではなく、社会への適応や規律・規範の維持ばかりが強調されています。個が全体に、市民が国家に従属し義務を負うという形での「道徳教育」の姿勢も問題です。こうしたことは、集団的宿泊訓練や奉仕活動が義務づけられています。日本国憲法の精神が歪められてしまっています。私たちは、このような教育の差別化が、「能

力・適正に応ずる教育」「個性尊重の教育」という名のもとに進められていることを認識しなければなりません。

教育は、人間の生存と成長にとって欠くことができないもので、社会共同の事業であるべきです。

(三) 「平和・人件・民主主義」教育の危機

1 改定された学習指導要領は、入学式や卒業式などの日の丸掲揚・君が代齊唱の強制や、国際化を楯に「世界の中の日本人の育成」を強調して、国家主義的な愛国心教育を推進しようとしています。戦前の軍国主義教育の柱だった神話の導入、軍国主義に貢献した軍人の賛美、国家主義的色彩の濃い伝統行事の尊重、「武道」の本旨を歪める形での教育への導入なども一連の動きです。また、日本軍国主義の侵略には目をつむり、正しい歴史認識を欠いた歴史教育が推進されようとしていることも問題です。

2 また学習指導要領では、主権者である国民個々の役割や社会正義・基本人権を軸とする「人間のあり方」を大切にするのではなく、社会への適応や規律・規範の維持ばかりが強調されています。個が全体に、市民が国家に従属し義務を負うという形での「道徳教育」の姿勢も問題です。こうしたことは、集団的宿泊訓練や奉仕活動が義務づけられています。日本国憲法の精神が歪められてしまっています。私たちは、このような教育の差別化が、「能

がしろにされていることにも投影されています。

3 このような背景の中では、生涯学習などで強調される「自己」教育や「自主的な学習」という発想さえも警戒を要します。この言葉が、その言葉通りの意味ではなく、国が教いた大きな枠に従順で命令したり脅したりしなくとも國の考える方向を向く国民という意味あいを持つ懸念があるからです。

4 「湾岸戦争」を契機に、「国際平和協力隊」構想のもとで憲法に違反する恐れのある自衛隊の「海外派兵」の動きが出てきました。この動きは今後も拍車がかけられることは必定です。広島・長崎の被爆者や草の根運動の人々が努力してきた「平和教育」に対しても、行政の締めつけが強まっていることも問題です。第二次世界大戦から学んだ「痛い、しかし重要な教訓」の意義が薄められつつあるからです。

二二十一世紀・新たな教育の課題

(一) 国際社会に生きる教育

1 米・ソ冷戦構造の終焉、東欧市民革命、EC統合、朝鮮半島の緊張緩和、そうした中での中近東湾岸戦争の勃発など、世界はまさに激動の時代を迎えています。こうした活動は二十一世紀まで引き続くと予想されます。

核の危機、環境破壊、人口爆発、南北間格差、

第三世界の飢餓などの深刻な状況もあります。

私たちが、今世紀に生じたこれら様々な危機的状況を、英知を持って克服しなければ、人類の生存すら危ぶまれます。二十一世紀の新しい国際秩序を創造するために努力しなければなりません。

2 価値観や世界観に大きな変化が起こります。ある国際社会では、地球市民として、また人類の一員として、子ども達が持つべき能力も大きく変わっていきます。広い視野を持ち、予測不可能な事態が起きてても柔軟に対応でき、難しい問題にも解決策を打ち出せる知恵と、それを行動に移せるエネルギーが不可欠です。

3 諸民族・人種との共生、自然との共存、非可逆的なプロセス(注)の尊重などが大切です。平和、異文化理解と国際協力のための「国際教育」や、環境破壊を食い止め新たな人間生活を追求する「環境教育」などが重要な要素になります。

(注) 絶滅した恐竜が再び地球上に現れることがないように、時間的経過をさかのぼって「失った価値」を取り戻すことがあります。「覆水盆に帰らず」とも言われますが、私たちは日々の

1 情報化社会の進展は目を見張るものがあります。人間の認識を広げ、瞬時に世界を知ることができ、情報検索の量を飛躍的に増やし、新たな人間関係のネットワークづくりに貢献してきています。反面、情報機器の社会への急速な浸透やソフトウェア開発のスピードアップは、情報を氾濫させ、洪水を起こしています。単に情報の氾濫というだけでなく、情報そのものが操作される危険性も大きくなっています。

2 情報化社会に生きる子ども達は、機械と向き合って過ごすことが多く、生身の人間との触れ合いが少なくなっています。土や水と格闘する生活や、直接的な体験も急速に失われつつあります。こうした中では、情報を取捨選択したり、情報の出どころを確かめたり、情報そのものを批判的に捉える訓練が不足しがちです。

人間としての自立を助けるものの見方・考え方を育てるようにしなければなりません。

圧倒的な情報量を流し続けるテレビの見方一つをとつてみても、どんな情報がいかなる目的でどのように発せられているのか、どの情報が自分にとって必要なのかを考えさせるべきです。また子ども自身が、情報の創造者・発信者になれるような教育、情報機器を道具として使える力を育てる教育が大切です。

(二) 情報化社会に生きる教育

(三) 市民社会成熟化中の教育

1 日本の経済は高度成長をとげ、その発展のもとで市民社会も成熟化の兆しをみせています。高齢化、高学歴化、「自由時間」の増大、価値観の多様化などが進みつつあります。物質的にも豊かになり、生活にゆとりが生まれてきています。反面、学歴獲得競争の激化や資産格差などの不公平などが強まってきます。高齢化社会への対応の遅れは、様々な問題を生んでいます。私的利害の追及に精神一杯の社会で、人間としての連帯やきずなも弱まってきています。

においても継承できるものです。しかし「子どもの権利条約」の採択・発効という新しい国際状況のもとで、その内容をさらに発展させ、豊かなものにすべきものと考えます。

(一) 子どもの権利確立をめざして

4 今日では、親が子どもに教育を保護する義務という意味の「義務教育」が、子ども自身の「いやでも」登校しなければならないという「登校義務」の響きを持っています。私たちも、教育の本来の立場に立ち返り、あらゆる面で子どもの権利が保障される教育制度の創造に取り組まねばなりません。

（二）地方市民・主権者回復として育成する「子どもの権利」
1 教育の目的を規定する「子どもの権利」
条約は「すべての諸人民間、民族的・国民

で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにする（第二十九条一項の d）」と述べています。また同項の e では、

「自然環境の尊重を発展させること」というた
つています。

決には、政治・経済・社会・文化など広い領域への対応とともに、特に教育の分野において新しい対応が求められます。

三 教育改革の考え方

第一歩を踏み出すには、改めて教育改革の基

私たちは、一九七八年と一九八六年の改革

ら教育改革構想を提起しました。そこで示し

（共生・共学・共育）」という考え方には今日

どが考えられるべきです。

4

8

2 また「権利条約」では、表現・情報の自由（第十三条）、思想・良心・宗教の自由（第十四条）、結社・集会の自由（第十五

条)、マスメディアへのアクセス権(第十七条)などが規定されています。これは将来、子ども達が主権者として適切な判断や行動ができるようになるための権利として重視されねばなりません。

3 「権利条約」の精神は日本国憲法の精神にも通じます。私たちは、「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者が行使し、その福利は国民がこれを享受する。」「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いずれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、……この法則に従うこととは、自國の主権を維持し、他國と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」とする日本国憲法による主権者教育こそが大切だと考えます。

(三) 生涯にわたる学習権と情報権の確立

1 社会の激変に柔軟に対応し得るばかりでなく、社会や政治のあり方をたえず点検し、つくりえていかねばなりません。このためには、生涯にわたる学習権が確立されていなければなりません。ユネスコの「学習権宣言(一九八五年)」も「学習権は、今日の人類にとって決定的に重要な問題を解決するために、われわれがなしうる最善の貢献

の一つなのである」と述べ、この精神を国際的に確認しています。

2 高度情報化社会では、知る権利、情報報を発信する権利などが新しい人権問題についています。他人や権力によって自分自身の情報がむやみに使われ、統制されることのないように、プライバシーの権利や自己情報の誤りを訂正する権利なども必要です。

子どもの権利条約も、情報の自由(第十三条)、マスメディアへのスクセス権(第十七条)、プライバシーの保護(第十六条)、無償教育の拡大(第二十八条)など、子ども達にこうした権利を認めています。

3 情報権の確立には公的な条件整備が不可欠です。これが市場原理に委ねられると、学習機会や情報入手・選択に不平等が生じます。特に、社会的に不利な立場に置かれている人々の要求が排除され、重大な問題を生み出すことになります。学習、教育、情報の問題は社会共同の事業として扱い、国家統制的でない公的な条件整備を行わねばなりません。

(四) 人間中心の科学技術・文化・芸術教育の振興

1 これまでの科学技術は生産至上主義に利用され、物質的な豊かさは実現しましたが文化的・精神的な豊かさを含む人間らしい生活を実現するには至りませんでした。むしろ、

科学技術に人間が振り回されたと言いう方が適切とも言えます。しかし、二十一世紀に向けて「人間中心の科学技術」の開発が真剣に模索されようとしています。ECOなどで既に動きが始まっています。

2 物質的な豊かさだけを追及する生活へ

の反省や「自由時間の増大」「高齢化の進展」などにより、文化・芸術・スポーツを通じた自己充実、自己実現の要求が高まっています。ところが子ども達の場合には、受験競争の中で芸術などの活動が疎外され、情報化の中でも豊かな感性を喪失してきます。こうした活動がまれに見られたとしても、そのほとんどは私的な機関に委ねられており、所得の低い階層の子ども達とは無縁と言えます。

3 「子どもの権利条約」も「子どもが、

休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに文化的な生活および芸術に自由に参加する権利を認める(第三十一条第一項)」と明示しています。またその第二項は、子ども達がそういう生活に平等に参加できるように国が努力しなければならないことをうたっています。公的な助成による豊かな文化・芸術・スポーツ活動の展開は、国際的にも大きな課題です。

(五) 「受験戦争」をなくし、学校を地域に開く

1 受験勉強に追いまくられている子ども達には、豊かな感性を育てるいとまもありません。

受験用の瞬発的な学力は求められても構想力や創造力につながる学力を獲得できなくなっています。子ども達の競争はすでに限界を越えてきています。「受験戦争」を食い止め「教育における平和」が実現するように、入学試験の廃止、あるいはその根本的な改革が行われねばなりません。

子どもの権利条約も中等教育（日本では中学・高校の教育）を「すべての子どもが利用可能でありアクセスできるように」すること、また「高等教育（大学・大学院）を適当な方法により、能力に基づいてすべての者がアクセスできるものとすること」と規定し（第一十八条）、高校入試の廃止と大学入試の根本的な改革を示唆しています。

2 受験学力の獲得に追われ、子ども達を管理する場になってしまった学校は、徹底的に改革されねばならない時期にきています。

本来、学校は、人類の文化・芸術や科学の学習を通じて、今を生きる子どもの成長を未来に向けて促していくという役割を担うべきです。そのためには、時代の変化に柔軟に対応できる自己教育力を育て、子ども達がともに学び・育ちあう力をつけられるよう援助していかねばなりません。この目的に従って、教科中心型ではない教育課程の創造を急がな

ければなりません。

3 「権利条約」の精神を活かし、学校を子ども達の権利が確立される場にしなければなりません。このため、校則の見直しなど管理制度の点検が不可欠です。また知識習得型の「教授チーム」の学校から、子ども達の豊かな生活を援助する全教職員による「教育チーム」の学校へと方向転換することが摸索されるべきです。

4 子どもには「学習権」があり、保護者こそが第一義的な「教育権」を持ちます。從つて民主的な学校運営では、子ども達の自治の確立と保護者の参加拡大が不可欠です。

このことは、「権利条約」が「子どもの意見表明権（第十二条）」及び「親の指導の尊重（第五条）」として示し、日本でも憲法が子どもの「学習権」として、民法が保護者の「子どもを教育する権利」として規定しています。

学校が、子どもや教職員の活きとした生活や学習の場であるためには、地域や家庭から絶えず養分を補給される必要があります。学校は常に地域社会に開かれたものであるべきです。

(六) 人権に根ざした教育

1 社会生活や教育において様々な差別がある限り、学校における子ども同士の「いじめ」を無くすことはできませんし、社会的に

不利な立場にある子ども達の学習権の確立も望めません。こうした立場から、養護施設などの子ども達の学習権保障もますます充実さ

れるべきです。

この点については、子どもの権利条約も、人権を尊重する教育を行うこと（第二十八条のb）を求め、「全面的な社会統合をめざした」障害児の教育への権利（第二十三条）をうたい、少数者・先住民の子どもの権利を保障（第三十条）し、家庭を奪われた子どもの養護を受ける権利を保障（第二十条）しています。

2 「権利条約」が「権利行使における差別を禁止（第二条）」していることに留意しがれが重視されねばなりません。また、同条約が「女性に対するあらゆる形態での差別の撤廃に関する条約」とのつながりを一つの特徴としていることに留意し、教育における女性差別をなくす取り組みも一層強化されるべきです。

(七) 参加と自治による教育の再生

1 教育は住宅・福祉・健康問題とならずで、私たちの日々の社会生活や地域生活の嘗みの一環であり、生活の質にかかるものであります。したがって、教育における住民自治が重要な意味を持っています。自治と連帯を基礎とした住民の共同事業としての教育が実現されるべきです。

2 教育基本法の「教育は不当な支配に服することなく、国民に直接責任を負って行われるべきである（第九十一条）」という規定は、

憲法の「地方自治の本旨（第九十二条）」に照らして考へると、教育における住民自治・地方自治を記したものといえます。その教育自治を実現する重要な手立ての一つが「参加」です。第二次大戦後「地方自治は民主主義の学校」と言われましたが、これは自治や参加それ自体が学習そのものであることを意味しています。

3 父母や住民は、学校行事や子ども達の校外生活の手伝いだけでなく、学校運営や教育行政に参加すべきです。その意味で、PTAの活性化や教育委員の公選制などの意義を再確認する必要があります。また、そのため情報公開が極めて重要な意味をもちます。

II 教育改革への提言

——私たちの目指すもの

—— ゆっくり・のびのび・子どもの生活

(一) 家庭と地域に子育ての力を

1 子どもに「最善の利益」を

① 子どもは、未来の社会を担う主人公であるとともに今の社会を生きる主体です。豊かな子ども時代を過ごせなければ豊かな人生を送ることはできません。従って、子ども達

に「ゆっくり・のびのび」した生活を保障することが子どもの権利条約のいう「最善の利益」です。

ところが子ども達は、地域で自然や友だちを見つけにくくなっています。幼児期から塾通いやお稽古ごとに追われて、子どもが自発的に「子どもでいられる」時間を奪われがちです。

② 子どもの生活の土台は、いうまでもなく家庭です。ですから、この家庭には最低限、親と子が共に過ごす質の高い時間が保障されていなければなりません。

ところが、企業戦士として国際的潮流に反する長時間労働に耐えている父親は、家庭をかえりみたり子育てを担つたりする時間を持てなくなっています。家事・育児をまかされている母親でも、核家族化や地域社会の人間関係の希薄化などによって、孤立した育児を余儀なくされています。まして、共働きや転勤で地域に溶けこめない親の場合には、もつと厳しい状況に置かれています。本来なら親たちは、子どもの成長を見ながら「わくわく・どきどき」楽しめる時期を、むしろ不安の中で過ごしているのではないでしょうか。

③ また、家庭とともに子どもが育つ力を支えるべき地域も、「原っぱ」の喪失や人間関係の希薄化などにより危機的な様相を示しています。今や、子どもに「子どもでいられ

る時間」を取り戻し、家庭と地域に子育ての力を取り戻さねばならない時です。

2 親としての自覚を

① 子どもにかかる時間的な「ゆとり」がないだけでなく、そもそも親としての自覚をもって子どもと関わることができない大人が増えています。意識の面でも家庭の子育ての力が衰えています。子どもを虐待する親が増えていますし、子育てを放棄しがちな親も見受けられます。親を選んで生まれてくるわけではない子ども達が豊かに育つことが出来るように、大人の、そして親の責任が自覚されねばなりません。

② 家庭を建て直し、子育てと教育の力をつけるには、妊娠後の「両親教育」ばかりではなく、「男女の役割」や「性」などとともに「家庭のあり方」「親と子の関係」などについて充分学べるような機会が必要です。こうした学習は、子どもと大人、女性と男性との「共生・共学・共育」が基本であり、幼いうちから体得すべきことです。学校教育だけでなく、知的の子育て相談センターなどで、こうした課題に応えなければなりません。

3 家庭に社会的援助を

家庭の責任だけでなく社会の責任も自覚されねばなりません。親が「わくわく・どきどき」しながら、楽しく子育てができる条件を整備する必要があります。労働時間の短縮、

産前・産後休暇、育児時間の延長、子どもの充実・安心して遊べる公園や遊園地の確保などを求める必要があります。

こうした条件整備は、第一二〇国会での育儿休業法の成立で少し前進しました。私たちの長年の取り組みが実を結んだのです。しかし、休業中の賃金保障や中小企業への適用拡大など、残された課題も少なくありません。今後の課題として積極的な取り組みが求められています。

(二) 「保育一元化」をめざして

1 縦割り子ども行政の転換

(1) 幼稚園、保育所の二元行政の見直し
① 現在の幼稚園と保育所は、文部省と厚生省の縦割り行政で扱われています。このよ

うな二元的な体制は、子どもの生活や成長を中心としたものではなく、もっぱら親の就労の有無などの大人の条件と官庁の縛張り意識によって作り上げられてきました。そのため、近所の子ども達がともに過ごし、遊び、育つということ妨げられています。

(2) 幼稚園と保育所のそれぞれで豊かな保育実践が行われても、この縦割り行政によつて子ども達の関係が分断されるのは望ましい姿ではありません。少なくなったとはいえ、

親家庭への援助、その他母性保護・児童手当の充実・安心して遊べる公園や遊園地の確保などを求める必要があります。

こうした条件整備は、第一二〇国会での育儿休業法の成立で少し前進しました。私たちの長年の取り組みが実を結んだのです。しかし、休業中の賃金保障や中小企業への適用拡大など、残された課題も少なくありません。今後の課題として積極的な取り組みが求められています。

③ 受験競争教育が幼児保育の世界にまで及び、子ども達の生活に大きな影響を及ぼしています。一部の幼稚園での行き過ぎた「受験準備教育」が問題となっています。保育所でも、社会変化にともなう親の強い要求で「保育に欠ける子どものための保育」の域を越える情操教育や英語の歌の指導を導入するところが出てきています。こうしたことは、今後の幼児教育が子ども達の生活や主体的な成長を基本にして制度化されていないところに大きな原因があります。幼児保育・教育は、まず「子どものために」という立場から行わねばなりません。

(2) 「保育一元化」をめざして

1 縦割り子ども行政の転換

(1) 幼稚園、保育所の二元行政の見直し
① 現在の幼稚園と保育所は、文部省と厚

生省の縦割り行政で扱われています。このよ

うな二元的な体制は、子どもの生活や成長を

中心としたものではなく、もっぱら親の就労の有無などの大人の条件と官庁の縛張り意識によつて作り上げられてきました。そのため、近所の子ども達がともに過ごし、遊び、育つ

② 「子どもの家」構想
① 私たちは、「保育一元化」を「子ども

保育所や母親の就労に対する偏見があるなど社会的な差別意識が残り、ひいては保育所を出た子どもがいじめられる事例もまま見受けられます。

③ 受験競争教育が幼児保育の世界にまで及び、子ども達の生活に大きな影響を及ぼしています。一部の幼稚園での行き過ぎた「受験準備教育」が問題となっています。保育所でも、社会変化にともなう親の強い要求で「保育に欠ける子どものための保育」の域を越える情操教育や英語の歌の指導を導入するところが出てきています。こうしたことは、今後の幼児教育が子ども達の生活や主体的な成長を基本にして制度化されていないところに大きな原因があります。幼児保育・教育は、まず「子どものために」という立場から行わねばなりません。

② 「子どもの家」では、健康と情操を育み、基礎的な生活や友だちとの関わりを大切にすることなどを中心とする保育を行います。受験教育などの偏った教育は排除します。

② 「子どもの家」では、試験や親の所得などによる選別を行わず、希望するすべての子どもを受け入れます。このため「入園」という制度をなくします。

(2) 多様な保育機能

① 「子どもの家」には、乳児保育・夜間保育・親の病気などに際する緊急一時保育・

障害児保育・学童保育などを必要とする子どものための設備と機能を持たせます。また、親の子育て相談機能も持たせ、総合的な保育(養護と教育)の殿堂とします。また「子どもの家」には、ケースワーカーを置いたり、保健所との連携で保健婦や小児科医の協力が得られるようにすることも考えるべきです。

② ただし、一つの「子どもの家」にすべての機能を持たせることは不可能です。隣接する「子どもの家」が役割を分担しあって、総合力で地域の保育需要に応えるようにします。従つて、小学校区単位に複数の「子ども

(3) 大人との触れ合いも

「子どもの家」は、単に子どもの施設であるだけでなく、子どもと地域の大人のふれあいの場にもします。子どもを引取りにきた親が子どもと一緒に遊びに参加できるようにし、また地域の主婦や若者・高齢者などのボランティア参加が歓迎されるものとします。親同士あるいは親と保育者の交流も尊重されるべきでしょう。

(4) 「子どもの家」の規模と諸施設

① 「子どもの家」の規模は百人程度が理想的です。三歳児以上のクラスは二〇人程度とし、三歳未満児のクラスは複数担任制とする必要があります。保育者は、保育の専門化としての身分と地位を安定したものとすべきです。このため、「子どもの家」の保育者の身分・待遇は学校の教職員と同等のものとすべきです。

(5) 「子どもの家運営協議会」

① 隣接する文化・スポーツ施設を含む「子どもの家」の運営に親や地域の人々の参

加を得るために、「子どもの家運営協議会」を設けます。「ここには子どもの意見も反映できるようにすべきです。

(2) 「子どもの家」の附属施設の配置や機能を地域の実情にあったものとするために二～三年ごとに検討が行われねばなりません。

このため職員、親・地域住民、行政担当者などを構成する「地区子ども家連絡委員会」を設けます。この連絡委員会は小学校区単位に、過疎地などの場合は隣接する二～三ヵ所の「子どもの家」の単位に設けるべきです。

(6) 子ども行政の一元化

① 「子どもの家」は、子どもの最善の利益のために、児童にかかる養護と教育の機能を統一しようとするとします。したがって、幼稚園の機能と保育所・児童館・保健所などの機能を併せもつもので、国の行政分野としては文部省と厚生省の行政分野の統合を求めるものです。

(2) 「子どもの家」には子ども図書館、子ども美術館、体育館などを併設し、司書・学芸員・指導員などを配置して、名実ともに「子どもの殿堂」とするとともに子どもに質の高い文化とスポーツを提供します。ここにはボランティアの協力を得ることが重要となります。

① 隣接する文化・スポーツ施設を含む「子どもの家」の運営に親や地域の人々の参

討論も含む今後の検討課題としたいと考えます。

3 「子どもの家」の実現に向けて

(1) 幼稚園を基盤にして

① 「保育に欠ける子」も入れる幼稚園憲法や教育基本法の精神は、教育の機会は国民に等しく保障することとしております。

これは、「子どもの権利条約」や「生涯学習の権利」という点からも大切な考え方です。この立場に立てば、教育機関である幼稚園には希望者は誰でも入園できなければなりません。

しかし現実の幼稚園には、「保育に欠ける」子どもを受け入れる体制がありません。従って、幼稚園「養護機能」を備え、「保育に欠ける」子どもや障害児のケアもできる機関となる必要があります。

(2) 幼稚園でも「長時間保育」を

四時間の授業時間で一日が終わる幼稚園が「保育に欠ける」子どもを含めて対応できるようになるには、授業後に保育を必要とする子どものための四時間の保育を必要とします。また、明治時代から「四十人程度」とされてきた幼稚園のクラスは、保育所の三歳児クラスなどの二十人に引き下げる必要があります。障害児を受け入れるクラスでは複数担任制の実現も不可欠です。

なお、現在文部省が進めている三歳児の幼

稚園への入園奨励策では、「私立」幼稚園中心になる恐れがあります。公立幼稚園への三歳児就園についても格段の配慮を必要とします。

(2) 保育所を基盤にして

① 保育所の「教育」機能の充実を

保育所は、もっぱら「保育に欠ける」子どもの福祉施設とされ、教育機関ではないとの立場がとられてきています。しかし、子どもは自分の都合で「保育に欠ける」状態にあるではありません。親の都合で幼稚園に行けず、保育所に通っている子どもにも、必要な幼稚教育が保障されねばなりません。

最近では保育所でも、養護とともに「教育」の機能をもつようになってきていますが、さらには「子どもの学習権保障」にふさわしいものとする必要があります。このため、保育職が専門職としての地位を確立する必要があります。また保育職の研修権の保障、賃金体系の改善が急がれます。

② 保育機能の多様化

現在の保育行政は「保育に欠ける」という要件が厳しく、半日だけ通園したいという希望は容易に実現していません。しかし保育所は、「保育に欠ける子ども」だけの施設から脱皮し、希望するすべての子どもに保育を保障する施設となる必要があります。障害をもつ子ども、夜間に保育を必要とする子ども、親が病気で一時的に保育を必要とする子ども、

一人親家庭の親の長期出張などに伴う長期保育や二十四時間保育など、保育ニーズに応える体制も必要になってきます。小学校低学年児童の夜間学童保育なども国民的 requirement になつてゐるでしょう。

また保育職員が、長時間保育のニーズに応えるために長時間勤務をするということでは、保育の質の低下を招きます。保育職員の働く条件整備が不可欠です。

(3) 保育内容の一元化

① 行政機関の所管の違いによって、子どもが受けられる公的サービスに差が生じることとは許されません。幼稚園教育要領と保育所保育指針の一元化が求められます。すでに現在、三歳児以上の保育・教育内容についての「要領」と「指針」はかなり共通してきています。その徹底を求める同時に、保育所保育指針には取り入れられている「人権を大切にする心」という視点を幼稚園教育要領でも重視すべきです。

(4) 呉童館の役割の拡大

「保育一元化」に向かうには、児童館も総合化が図られねばなりません。児童館に「子どもギャラリー」「子ども博物館」「子ども音楽室」などを設け、子どもと親・地域の人々の交流の場を提供し、そのグループ化を手伝うようにすべきです。また児童館には学童クラブを併設し、親の「子育て相談」にのれる体制などもつくる必要があります。

(5) 諸施設の連携強化を

① 将来の「保育一元化」を展望すると、児童公園や子どものための文化・スポーツ施設は幼稚園・保育所などに隣接し、一体的な運営ができるように連携を強化する必要があります。こうした施設を新たに設けるときは、その配慮が望まれます。

② 幼稚園の授業料と保育所の保育料も原則的に平等化が図られるべきです。また、幼稚園教諭と保育所保母の資格を統一すること、身分・待遇の一元化を図ることも大切です。さらに幼稚園では、私立が多いため園を越えての職員の異動が保障されていません。公立幼稚園でも園数が少ないために事情は似た状態にあります。人事の滞留は教職員の士気に

もかかわり、若くして退職する傾向を生んでいます。私立幼稚園間、できれば公私立をまたがっても人事交流ができる構造が模索されねばなりません。

③ 自治体が「保育一元化委員会（仮称）」を設け、国に行政の垣根を越えて住民のニーズに応える行政を進めるよう訴えます。

(2) 小学校区ごとに、職員・親・地域住民・行政担当者で地域が抱える保育・教育問題を話し合い、要求を汲み上げる組織が必要です。この組織を「地区子ども協議会（仮称）」とし、児童館・幼稚園・保育所・児童公園などの協力ネットワークづくりについてもここで協議すべきです。このような委員会や協議会を通して「保育一元化」に向けた協議を始めねばなりません。「保育一元化」は、まずもって保育者を含む保育関係者の交流から始める必要があります。

(一) 子どものための「学校五日制」
1 「学校五日制」を早急に
① 週休二日制の時代を迎えた今日も、子ども達の学校は依然として六日制です。大人だけが「ゆとり」を取り戻し、子どもだけが勤勉に学び続けることを強要されていて良いものでしょうか。日本の学校の授業時間は欧米と比較してあまりにも多く、その短縮問題も早くから課題とされてきたことにも留意されねばなりません。

② 私たちは、子ども達には「ゆとり」が必要だとの立場から「学校五日制」を提唱しつづけてきました。これが最近になって、やっと行政上の課題になり、一九九〇年度には文部省も研究指定校での検討を始めました。私たちはその全面実施を期待するとともに、内容を伴った「学校五日制」の実現に一層の努力をします。

2 教育全体の見直しと改革
学校五日制を実現するには、単に登校日を減らすだけでなく、学校での教育内容の組み替え、教育課程の全面的な見直しが必要なことです。子ども達が学校でのびのびと学べるようになりますこと、長くなる学校外での生活を子ども達に価値あるものとすることが望まれます。このための地域の教育力の組織化や家庭の新たな役割の見直しなど、今日の日本の教育を全体として改革していくかねばなりません。すでに先進的な取り組みをしている地域に学びながら、全国それぞれの地域で「学校五日制」の実現に向けた取り組みを広げます。

3 これからの学校像
五日制の学校は、画一的な「教え—教わる」場ではなく、子ども同士がぶつかりあい、試行錯誤を重ねることができる場でなければなりません。その上で、人間や自然、社会、化学、技術、文化、芸術に対する探究心や好奇心を育てる場にしたいのです。従って学校は、子どもを型にはめこむような時間割や指導のあり方を改革し、学校建築・校舎・施設などを見直して、子ども達と教職員・父母・大人との共生・協同の場に改められねばなりません。

4 教育課程の自主編成と保護者の学校参加を
① 地域に根ざした「学校五日制」を実現するためには、学校における教育課程の自主的・民主的編成が保障されねばなりません。子ども達に考える力や自学自習の力ををつけ、また個々の子どもの可能性を最大限に引き出

すために、教育課程は学校の実情に併せて自
主的に編成されるべきです。学習指導要領は、
かつての「試案」同様に学校現場が参考にす
るガイドライン的なものに変えられるべきで
す。

(2) 五日制の実現に伴い、子ども達が地域
で、自分の興味・関心のある活動や得意な分
野の活動を充分に行える保障が必要になりま
す。このため学校を地域に解放し、子ども達
の地域活動のセンターとすることが検討され
ねばなりません。さらに、社会教育施設・子
どものための施設の整備充実など、地域の教
育力の組織化が図られるべきです。

(二) 新しい教育課題への挑戦

1 軍縮と平和への確信を育てる

(1) 一九八〇年にユネスコの軍縮教育最終
文書で「軍縮・平和」についての教育の推進
が訴えられましたが、今日ますますその必要
性が強まっています。私たちは、第二次世界
大戦での加害・被害の経験をも踏まえ、日本
国憲法の平和主義を大切にし、世界に先駆け
た軍縮・平和教育の創造を一層追求します。

(2) 過去における戦争への道を反省する教
育が進められなければなりません。また、現
在の国際的な紛争は武力のみでは根本的に解
決できないことを学ぶことも大切です。植民
地主義に基づく過去の戦争の原因や背景、戦
争の無残な姿、平和への道、国と国・民族と

民族の望ましいつき合い方などを考える教育
であるべきです。

(3) 平和教育は、広島・長崎の被爆体験に
とどまらず、日本の侵略と他民族への加害、
取り戻した平和などについても学ばねばなり
ません。その象徴的な日を「平和を心に刻む
日」とし、各自治体や学校において多様な学
習活動が行われるようにすべきです。

(4) アジア諸国との間で、相互の教科書の
比較検討の機会も設けなければなりません。
すでに各地で行われている軍縮・平和教育は、
日本だけで行われるのではなく、世界にも紹
介し、普及していくべきです。

2 他民族との共生・連帯を求めて

(1) 國際社会を生きることになる子ども達
の外語教育は、受験用知識の獲得ではなく、
コミュニケーションや文化理解に力が入れら
れるべきです。このため、小学校から外国語
の教育を取り入れること、高校段階では外国
語の多様な選択を可能にすることが検討され
るべきです。その際、アジアの近隣諸国の言
葉が重視されねばなりません。

(2) 親の海外勤務の機会は、子ども達が他
の民族の文化に触れ、国際社会に生きるため
の積極的な経験をする場として活かされねば
なりません。従って、日本に帰つてからの進
学や受験競争教育に不安を覚えて、現地校で
学ぼうとする意欲を減少させるべきではあり
ません。

ません。異なる文化の中で育ち、帰国した子
どもの体験を活かせるように、進学その他の
条件整備を進める必要があります。

(3) 海外の日本人学校の教育についても、
日本国内の受験競争教育で歪められないよう
にしなければなりません。日本人学校に現地
の子どもを積極的に受け入れ、現地の学校と
の交流を拡大し、現地の人々との共生・連帯
の経験を積むとともに、その生活や文化に親
しむ機会を増やすべきです。

(4) 中国からの帰国者や外国人の子ども達
が、日本語がわからないまま日本の学校に通
い、様々な困難を受けている問題に対しても、
根本的な対策が必要です。また、定住難民の
人々やその子ども達の教育保障、とりわけ識
字教育の格段の充実が図られねばなりません。

(5) 異なる言語や文化を持って生活してい
る人々の存在が尊重されねばなりません。こ
のため、その人々の学校や教育機関を援助し、
また日本の学校に通う子どもについては民族
の言葉と文化を学べる機会を保障しなければ
なりません。日本国籍を取得した人々が、母
語や文化を学べる機会の保障も必要です。ま
た、アイヌの人々が独自の文化と言葉を継承
し、豊かにしていくための学習や教育の機会
も保障されるべきです。

(6) 需要が急増している日本語教育、日本
語学校については、日本での生活問題の解決

も含めて具体的な対策が必要です。諸外国で強まっている日本語学習の需要に対しても、教員の派遣、教材の開発・提供、学習センタの設置などの手立てを講じなければならぬ段階です。外国人労働者の日本語および職業教育の機会についても、その保障が検討されるべきでしょう。

(7) 在日外国人学校は各種学校扱いになっているため、その子ども達の進学・就職、通学定期券、スポーツ・文化活動への参加などは不利な立場にあります。この学校を、学校教育法第一条に規定する学校に準じた扱いとし、その子ども達が社会的に不利な立場に立たないようにしなければなりません。特に「定住外国人」の子どもが多数通っている学校への配慮が必要です。

(8) 一九九一年三月の文部省通達で在日外国人にも「常勤講師」への道が開かれましたが、まだ不十分です。こうした人々が日本の学校の教員になれる道を制約している条件は、取り扱わねばなりません。

3 差別の撤廃と基本的人権の徹底のために

(1) 差別に苦しむ人々や社会的に不利益を被っている人々に共感を寄せ、その原因をつかみ、また基本的人権を自らの問題として理解してその権利行使していくようになるための学習がすすめられねばなりません。これまで避けられてきたマイノリティ問題に

ついての歴史的・現実的な認識を培う教育を進める必要があります。そのためにも「差別の現実に学ぶ」という姿勢が重視されるべきです。

(2) 「差別の問題は人権問題である」ということを踏まえ、日本国憲法・国際人権規約・子どもの権利条約など、内外の人権規範を徹底的に学ぶことが大切です。憲法に基本的人権が列挙してあるということを暗記するだけの学習ではなく、私たち自身の生き方にかかる人権学習でなければなりません。

(3) 性による差別・性別役割分業を撤廃し、男女がそれぞれ自立して主体的に生きることや男女がともに生きる関係作りが目指さねばなりません。労働や性についての学習があり、らゆる場面で行われる必要があります。そのため、「技術科は男、家庭科は女」というあたり方を改め、高等学校の男女別入学定員に見られるような差別をなくすことが求められます。

(4) 「部落解放基本法」や「アイヌ新法」などの制定、在日外国人や障害者に対する人権抑圧への法的規制の撤廃など、差別に苦しむ人々の人権を確立するための努力が一層求められます。

(5) 環境を守り、自然との共生を目指して環境問題を認識し、身近な環境を大切にし、公害をなくしていくことが全人類的な

課題になり、環境教育が不可欠になっています。特に、地球の環境破壊について認識を深め、自然との共生を学ぶ必要があります。締約国の環境教育の責任を宣言した「トビリシ環境教育政府間会議（一九七七年一〇月二六日）などの精神を一層発展させるための取り組みを強めたいものです。

(2) 消費者教育も、視野を拡大して從来以上に行われねばなりません。単に賢い消費者を目指すというだけでなく、自らの生活を見直し、生産と消費のあり方まで考えられるような内容が創造される必要があります。また消費者教育では「環境教育」とのつながりが不可欠です。

5 人間的な情報化社会の建設に向けて

(1) 情報化社会が加速的に進みつつある今日、情報の教育が本腰を入れて取り組まれる必要があります。しかし情報教育というと「コンピューターの操作技術」という狭い教育になりがちです。私たちは、人間が機械に使われるのではなく、人間がより人間らしい労働と生活を創造するために機械を使いこなす教育が必要だと考えます。

(2) このため、コンピューターを操作できることは当然必要ですが、プライバシー保護、情報公開、情報権、情報公害、情報犯罪などの情報処理に伴う諸問題についても理解を深める必要があります。さらに子ども達が、自

分で情報を集め、その情報を分析し、自分の価値判断を加えて新しい情報を再度発信することが期待されます。コンピューターは、そのための道具であるという認識が必要です。

(三) 学校制度の改革を目指して

1 高等学校教育をすべての国民に

① 子ども・青年が共に学ぶ喜びを味わい、生き方を模索し、生涯にわたって必要なときに学習できる基礎的な力を育み、地球市民・主権者国民としての力を身につけることが重要です。このため、すべての人が権利として高校までの教育を受けられるべきです。希望する者すべてが学べるように高校入試の廃止を目指します。

2 希望者が多い普通高校や普通科を大幅に増やす必要があります。また子ども達が若くして人生の選択を誤らないようにしなければなりません。このため、職業高校では普通教育をより充実し、できるだけ総合選択性の職業高校にしていくことが望られます。普通高校でも、英語科・理数科というような特定化は極力避け、普通科を総合化するとともに職業・労働教育の導入を図ることが大切です。

③ 高校教育では教科選択の幅を広げ、生徒が自らの学習課程を見通すことができるようになります。また、数校をグループ化し、個々の学校では芸術、体育、語学、情報など他にはない特色あるカリキュラムを用意し、そ

の地域内の子ども達が選択して入学できるようになります。職業・労働教育は全ての学校で行います。

④ 子どもが多様な可能性に挑戦する機会を保障するために、子どもに合った高校への転校を認め、また保護者の転勤にともなう転校を保障しなければなりません。

⑤ 高校中退者の復学は、すでに数県で制度が設けられていますが、全国的に広められる必要があります。同時に、不本意な「中退」を出さないための高校教育の見直しが求められています。

2 教科書検定制度の廃止・見直し

① 教科書は本来、自由発行・自由採択であるべきです。従って将来は教科書検定制度を廃止します。代わって、行政や学会、教職員組合、父母組織などが各教科書についてのコメントを発表し、教科書採択の参考とするようにしてはどうでしょうか。教科書の採択も後述する「学校協議会」が採択にあたるものとします。

② 当面は、教科書検定の手続きを民主化し、検定の過程を公開すること、また教科書の採択に父母や教職員を参加させることなどに努力します。

③ 教科書の無償給付制度は将来とも継続します。また複数の教科書が利用できるよう、学校図書館に他の教科書も備えます。

3 子どもに教育権の保障

① ともすると「義務教育」という言葉が「子ども達が嫌でも学校に通わねばならない義務」と誤解される傾向にあります。しかし憲法二十六条に定められる義務教育は、保護者と行政が「子どもに教育を保障しなければならない義務」であり、子どもにとつては

「学ぶ権利」を意味します。このことを明確にするために、私たちはできるだけ「学習権」・「学ぶ権利」という言葉を使うようにし、学校教育においても改めてその「学習権」が実現されるよう決意していただきたいたいと考えます。

② 不登校児を「学校不適応児」と指弾することが少なくありませんが、学校にも責任のある「学校嫌い」であることも否定し得ません。こうしたことを踏まえ、教育権を保障すべき保護者が、学校以外のところで学ばせることが子どものためであると判断し、それが客観的にも合理性をもつ場合には「就学義務」を履行しなくとも良いこととします。

4 「障害児福祉・教育援護センター」

① 障害を持つ子と持たない子との共学が一層進められねばなりません。現在は行政の判断が優先している障害児の就学先の決定を、当の子どもや親の意思を尊重するものとし、本人や親が望む場合には普通学級への通級を実現すべきです。このため、障害児が通級す

る学級を担任する教員を複数としたり、介護員の配置を行うなどの条件整備が必要です。

(2) 以上のこと前提に、「特殊学校」を

「障害児福祉・教育援護センター（仮称）」に再編します。ここでは、保護者と本人が希望する場合には必要な教育を行い、普通学級に通級する子どもには生活や學習の援助を行い、教職員に対しては教育活動に対する援助や研修を行うこととします。

5 子どもの個性を尊重できる教職員体制

① 個々の子どもに行き届く授業、個々の子どもの個性にあわせた指導ができる授業を実現するために、欧米諸国なみの二〇人程度の学級規模とすることが望れます。私たちは、当面、小、中学校では三十五人学級の実現を、高校では四〇人学級の実現と引続き三十五人学級への移行に取り組みます。

② 芸術・スポーツなどの分野では、子どもが小さいころから豊かな経験を積むことが期待されます。この期待に応えるために、小学校段階でも専科教員の増員が望れます。また、語学や技術系の教科ではハーフサイズ学級の導入を含む教育条件の整備が必要です。

(四) 教育内容・方法・評価の見直し

この問題は、本来教職員・子ども・保護者など直接に教育に関係する人々が中心になって考えていくべきもので、政党や政治が介入すべきものではありません。従って私たちは、

関係者が教育改革を考える場合の参考にして欲しいとの立場で以下の提起を行ないます。

1 新しい教育課程の編成

新しい教育課題を取り入れて、今日の教育内容の精選と組み替えが必要になっています。各学校が、子どもや地域の実態に合わせた取り組みを進めることが望れます。その点で学習指導要領の法的拘束性が取り払われねばなりません。また、一九八九年三月に改定告示された学習指導要領は、その内容の面からも、また学校五日制を前提としていないという点からも大幅な見直しが必要です。

2 授業の革新へ

子どもの学習権は、単に「読み・書く権利だけではありません。ユネスコの「学習権宣言」も言うように「質問し、分析する権利」「構想し創造する権利」「自分自身の世界を読み取り歴史をつづる権利」「個人及び集団の力量を発展させる権利」です。こうした立場に立ち、伝統的方法や暗記中心の授業を「学びあい・話合い・確かめあう授業」と転換する必要があります。

3 評価制度の見直し

① 指導要領の保存期間や記述方法の見直しが求められ、文部省の作業が進められています。この中で相対評価から絶対評価への転換が一部図られることになりました。しかし教育評価は、到達度の設定の仕方によっては

序列化に利用できるわけですから、評価のあり方を本質的に検討せざるを得ません。私は、教育評価は子どもの学習や生活を励ますようなものでなければならないと考えます。

② 「テストあって教育なし」と言われる傾向がまま見受けられる現状を開拓するため、テストによる点数評価に頼りすぎている教員自身の意識や方法を足もとから見直して欲しいと考えます。

③ 教育評価の結果は、内申書などにより就職や受験のための外部証明としても使われ、そのことによって多くの問題が引き起こされています。教育評価の結果の「活用」の問題は、学校の問題としてだけでなく、社会全体の意識変革も含めた検討が行われるべきです。すでに川崎市で一部実施されている「指導要録の本人への開示」や、指導要録や内申書への自己の記述に対する「異議申立て」の制度が早急に検討されるべきです。

④ 教員による子どもの評価に対して、教員も子どもから評価を受ける制度が考えられるべきだとの意見も聞かれます。しかし、子どもの教職員評価は、教職員の意識変革を進め、教育実戦に取り組む中で積極的に受け止めていけるようならねばならない課題です。

(五) 管理主義教育から共生・自治・参加の

1 「学校憲章」を制定しよう

学校が子どもの人権を保障できる場になるには、子どもの義務を強調する「校則」が子どもの人権を保障する「学校憲章」に変えられるべきです。もちろん、権利と義務は表裏の関係であり、義務についても規定されねばならないのは言うまでもありません。

2 「日の丸」「君が代」の強制を除く
内閣法制局長の「すでに慣習法になっている」との国会答弁があるものの、日本には「国旗・国歌」を定める法律はありません。

が代」を義務づけたことにより、教育現場は混乱しています。日の丸・君が代が国旗・国歌であるか否かと、それを学習指導要領で義務づけるということとは、全く異なる問題です。思想・信条の自由にかかる問題を学習指導要領で義務づけることは教育にはなじみません。

② 子どもの権利条約も、子どもに「思想・信条・良心の自由」を認めています。これを侵すことがあつてはなりません。また、教職員の「思想・信条の自由」も当然保護されるべきものです。

③ したがって「日の丸・君が代」を学習指導要領で、入学式や卒業式で強制すべきではありません。むしろ、その歴史を教えることが大切です。

3 体罰の根絶と子どもの異議申立て権

① 依然として後を断たない「体罰」の根絶が緊急を要します。教職員も子どもと共に育つという教育観、子どもに学ぶことのできる教職員という考え方に行きわたって欲しいのです。

② 退学や停学といった「懲戒」のあり方についても、子どもの意見表明権、異議申立て権を保障する必要があります。

4 不登校を学校改革の起点に

不登校問題については、ようやく各自治体で対策が講じられるようになってきつありますが、依然として「学校不適応児」という捉え方が残っています。私たちはこの問題を、子どもによる学校への問題提起として捉え、学校が子ども達に働きかけると同時に、学校改革のための自己点検の起點として受け止めることを期待します。

5 学校ソーシャル・ワーカーの配置

子ども達を「教え、評価し、指導する」ということは、教員の本来の役割です。しかし場合によつては、この教員の本来的役割が子ども達を遠ざけていることもあります。従つて学校には、教員とは異なる立場で子ども達と気楽に話し合い相談に乗れる大人が必要な場合もあります。それぞれの学校の実情にあわせて、カウンセラーやソーシャルワーカーなどの配置が検討されるべきです。

6 部活の見直し

あまりにも集団主義になつてゐる特別活動、競争主義、勝敗主義が強まつてゐるスポーツ系の部活などを見直さねばなりません。

休日や深夜の部活動は禁止し、子ども達の地域における自主的な活動や時間を保障するために「ノーカー部活デー」を設けるなどの改革が必要です。

7 学校運営の民主化を

(1) 民主化のための当面の課題

① 子どもの自治的諸活動を活性化する」とが模索されなければなりません。児童会・生徒会を彼らの手に委ね、学級活動を充実し、学校行事などにおいても子どもの自治組織の意思が大幅にとり入れられるべきでしよう。子どもの権利条約に規定する「意見表明権」、その延長線上にある自己決定権は、子ども個人だけでなく、子ども集団にも認められねばならないからです。学園祭や学校新聞への規制は、当然避けられるべきです。

② 教職員による民主的協議は、学校自治の中心的役割を担うものでなければなりません。補助機関化、伝達機関化しつつある職員会議は、すべての教職員が参加する民主的協議を阻害する「主任制」のような方を変え、教職員の役割を各学校で創造すべきです。教職員による自治なくして子ども達の自治もあり得ません。

③ P T Aには、もっと多くの父母や教職

員が積極的に参加し、活動するべきです。そ

のためにもPTAを民主化し、学校後援会的な活動や学校外からの要請に対する下請け活動は最小限にとどめ、学校運営についてこそ積極的な発言を行うべきです。PTAの広報誌づくりに管理教職員によるチェックはある

てはならないことです。

(2) 「学校協議会」の設置

① 子どもに対する教育は、第一義的に親の権利であり責任です。教職員は専門家として、この親の委任を受けて教育にたずさわっています。従って、学校運営は本来、親と教職員の協議によって行われるべきです。

② 将来的には、父母・教職員それぞれの代表と学校代表（管理職）による「学校協議会（仮称）」を設け、これを学校運営の基本的事項に関する最高議決機関とすべきです。またこの協議会には、必要に応じて、後述する「校区協議会」の代表も参加すべきです。

③ 「学校協議会」制度の下では、「父母会」は会員同士の自由な話し合い、学校教育・運営に対する協力と参加のあり方の検討、独自の行事運営などをを行う組織となります。教育内容・方法等については、「教職員会」が責任を持ち、生徒や父母の意見を充分に反映させるようにします。「学校代表者」の役割は、学校協議会の決定に基づく具体的な学級運営に責任をもつこととなります。

8 「校区教育協議会」の創設

① 父母や住民、教職員、社会教育関係者、子ども・青年などが参加して、地域に根ざした教育の実現に努力することは大切なことです。このため将来は、中学校区単位に「校区

教育協議会（仮称）」が設置されるべきです。

② 「校区教育協議会」は、地域の学校教育や保育・社会教育のあり方について協議し、教育委員会との協議を行い、学校協議会間の連携を図る機関とします。

9 教職員身分の確立

① 教員の選考・採用や人事異動については、原則を確立し、密室的にならぬようにならなければなりません。また選考試験や採用に当たっては、開放制（注）の原則を尊重し、資格制限を緩和し、教員への道を拡大しなければなりません。

（注）教員養成専門の学校を出た教員は、教授法には優れていても社会的視野が狭くなる傾向にあるので、一般大学で幅広い教養を学んだ者が教職単位を取得して教員になる道を開く制度。戦前の師範学校主義のような制度を閉鎖性と言います。

② 教職員の研修については、自主的な研修が尊重され、援助されねばなりません。行政主導の研修については、教職員団体との協議による体系の見直しが必要です。初任者研修制度に伴って教員だけに適用された「一年

の条件つき採用期間」は労働基準法に基づく六ヶ月に戻されねばなりません。

③ 欧米諸国では普及している「サバティカル・イヤー」（注）の導入も検討されるべきです。

（注）キリスト教で七日目ごとに来る安息日（サバス）にちなんで、七年ごとにリフレッシュのための長期休暇を保障する制度。

(六) 学校図書館と学校給食

1 自学自習の力を育てる

① 日本の大学生の多くは、まともにレポートが書けないと指摘されています。その最大の原因は、図書館はあっても閉まつたまま、予算はあっても納本は書店ませといいう学校図書館が少くないことにあります。

② 図書館で、自分の力で調べてレポートにまとめるという訓練が不足しています。子どもが自ら学ぶという姿勢を確立していくためにも、また基本的な「情報教育」の推進という意味でも、図書「室」を図書「館」に変えるくらいの改革が必要です。このためにも専任の司書教諭の配置が急がれます。

③ 生涯学習権の保障に向けて、子どもが身近に利用できる公共図書館の拡大も図られねばなりません。公共図書館とのネットワークの強化が目指さるべきです。

2 給食を文化としての食に

① 学習机でとる食事では、楽しくおいし

い食事にはなりませんし、食事マナーも身につきません。日本人のメニュー選択に対する

自己主張のなさもよく指摘されますが、これも学校給食で押し着せメニューで育つことと無関係とは言い切れません。

② 教室とは別の学校食堂が設けられ、押

し着せメニューではなく、子ども達が複数メニューのなかから選択できるような学校給食が実現されねばなりません。

③ 新鮮で安全な材料を使って、暖かい食事をみんなで楽しくとることによって「文化としての食」「コミュニケーションとしての食」を学べるようにします。このためには、

学校食堂に栄養職員や調理員がきちんと配置され、目の前で調理されたものを食べるのでなければなりません。当然、農薬を多用した材料や有害食器、給食センター方式などは排除されねばなりません。

(七) 地域活動の充実をめざして

1 文化・スポーツ施設の拡充

子ども向けの様々な文化・スポーツ施設の格段の充実を図るとともに、大人と共に使える施設も必要です。そこでは優れた指導者の配置が求められます。特に、音楽・美術・スポーツなどに興味・関心を持ち、才能をもつ子どもが、家計に左右されないでその力を磨くことができるような体制づくりが必要で

す。

2 自主的な団体活動への援助

子ども会、スポーツ少年団、少年野球やサッカーなど、子ども達の団体活動への援助の仕方についても、行政主導型のこれまでのや

り方を見直し、自主的な活動を援助するように、これを充実していくべきです。

3 ボランティア活動への参加

子ども達が、福祉活動などに積極的に参加し、親や地域の大人とともに社会を担う一員であることを自覚できるような活動も望まれます。学校五日制が実現した場合は、一層こうした活動が重視されるべきででしょう。

4 農山漁村と都市の交流

農山漁村の子ども達が「都市の文化」に、都市の子ども達が「農山漁村の自然や文化」に直に触れ、同時代を生きる子ども達が相互に理解を深め、視野を広げられるようになることが大切です。春・夏・冬の長期の休みを利用した交換交流の取り組みを広げると同時に、年間計画による国内留学の制度の検討も望されます。

(一) 子ども達に新たな挑戦の機会を

① 近い将来、公立の高校入試は廃止すべきです。国際人権規約が十八歳までの子どもに無償で教育を保障することをうたい、十八歳選挙権が世界的な課題になつていることを考慮しても当然です。

② 子ども達の多様な可能性を伸ばすといふ観点に立てば、知識に偏重した入学試験だけで「低い点数しかとれなかつた」との理由で不合格にする制度は改めねばなりません。

高校進学を希望するすべての子ども・青年に学習機会を保障し、高校において新たな挑戦の機会を保障すべきです。

③ 学校間格差が受験競争教育を煽りたてていることを考慮し、学区制を縮小する、高校

るような「卒業論文」や「卒業製作」などの楽しい取り組みが中学校でも可能です。受け

身の授業から、自ら構想し、調査し、まとめてあげるという子どもにとって良い意味での試験も経験できます。

私たち

は、子ども・青年が減少するこの時期を好機として、高校でも三十人以下の学級を実現し、様々な能力と個性を持つ子どもがらも教育内容の選択ができるようにすべきだと訴えきました。今こそ、障害児の学習機会の保障も含めて、切実にその実現が求められています。

の教育内容を思い切って弾力化する、大学進学の門戸を拡げるなどの格差是正の措置をする必要があります。

(二) 公立・私立高校間の協議を

大学進学との兼ね合いで希望者が増えている私立の高校についても、受験競争教育の解消に向けた努力を要請しなければなりません。

これまでの過程を踏まえて、公立高校と私立高校の定員比率を協議し、全体として入学試験が無くなる方向が模索されるべきでしょう。

(三) 大学入試改革との結びつき

高校入試の廃止への道は、大学入学のあり方に深くかかわっています。どの高校を出ても、自分の希望する大学・学部へ行くことができるようになれば、大学入試に有利だとして特定高校を目指す必要はなくなります。私たちは、後述する大学入試の大膽な改革や廃止とセットでこの問題を考えたいと思います。

私立高校についても、大学入試の根本的な改革を通して、いずれ現在のような過度の競争主義的な入試は不必要になると考えます。

四 明日を開く高等教育の創造をめざして

大学などの高等教育は多くの問題を抱えています。トータルに、かつ緊急に改革を要する状況になっています。十八歳人口が急減をはじめる一九九二年度を改革の好機ととらえ、その改革に取り組まねばなりません。

私たちはここに、高等教育の基本的枠組みの改革案を提起します。各大学で、自主的にライバルな改革論議が起きることを期待します。

(一) 大学の改革

1 国民生活と国際社会に貢献する大学

① 大学は、戦前は「國家ノ須要」に応ずるという国家目的に従うものでしたが、戦後は「學術・研究・教育という固有の機能を通じて国民の生活と福祉・文化に貢献する」という理念の下に出発しています。しかし今日、

その戦後教育改革の理念は充分には生かされず、「就職のためのワン・ステップ」という機能のみが目につきます。多様化している国民生活から遊離した大学になっていっているところに大きな問題が生じているのではないかとうか。

② 戦前の高等教育は「帝国大学」—官立

大学—私立大学—専門学校などの序列に見られる差別を伴う構造でした。この格差は戦後改革でも解消されず、むしろ、大学の大衆化とともに国立大学間の格差、国公私立大学間の格差、私立大学間の格差として拡大し、卒業後の社会的評価や待遇とも結びついて「受験地獄」の大きな原因になっています。

③ 大学間の格差をなくし、「すべての人々に開かれた大学、国民生活の豊かさと結びつく大学」という戦後の理念に立ち返る改革

を進めなければなりません。それでなければ、国民のための、また国際社会全体に責任を負った高等教育は実現しません。幼児まで巻き込んだ入試競争の弊害をなくすことも不可能です。

2 平等で個性ある大学教育を

(1) 国立総合大学の創設

① 全国の国立大学を一つの「国立総合大学（仮称）」に統合し、現在の各大学は国立総合大学の地域校（注）とします。

（注）一つの大学のキャンパスが全国に散らばっていることを想定します。日本で有名なUCLA（カリフォルニア大学ロサンゼルス校）をイメージしてみて下さい。ただし、UCLAはカレッジですが、私たちの構想では各々の地域校をユニバーシティとするなどをめざしています。

(2) 国立総合大学の地域校は、既存の大学に学部が少ない場合にはこれを補充し、地域的に重複する場合は整理統合することにより、それぞれ総合制を持たせます。どの地域校で学んでも同質の教育が受けられるようにする

ためです。ただし、既存の大学の統廃合にあたっては、従来特権的に扱われてきた旧帝国大学系の大学は原則として後述する「連合大学院大学」に再編し、その教養部だけを「国立総合大学」へと移します。

(3) 大学の平等化を図るには、国立総合大学の地域校の予算、施設、人的配置などの平化が図られねばなりません。このために、民間企業の研究所に比較して、財政的にかなり劣っているといわれる大学の現状を大幅に改善し、研究費や旅費、教員一人あたりの学生数などの面でのバランスが考慮されねばなりません。

また国立総合大学のどの地域校でも学べるようには、寄宿舎や寮の格段の整備も必要です。

(4) 私たちは、大学を出したことだけに意味があるのではないと考えます。換言すれば、大学で何を学んだかが重視されるべきで、「学歴」や「学校歴」だけを評価することは誤りです。

この観点に立ち、国立総合大学では「卒業」という制度を廃止し、必要がある場合は担当教員名の入った「単位取得証明書」を発行するものとします。また「学年」の制度も廃止し、十八歳以上であれば何歳で入学しても、何年を学してもよいものとします。これによって大学の社会への開放も大きく進むと考えます。

(5) 「単位取得証明書」は、担当教員が社会に向かって学生の能力を證明することになりますから、単位認定は厳密なものになります。当然、教員と学生相互の切磋琢磨がもと

められることにより、大学の「レジャーラン

ド化」は許されなくなります。

(6) 後述する大学院修士課程に進学を希望する学生は、予め指定された単位を取得しなければならないものとします。この単位を取得した者には、「学士号」を授与することとします。

(7) 大学の活性化を図り、若くても優秀な教員が充分活躍できるように、講座制を前提とした「教授——助教授——講師」という階層制を廃止します。

(8) 国立大学の地域校の教員が同一大学の出身者で寡占状態になるのは好ましくありません。従って、同一大学出身の教員比率を一定割合に抑え、同一の大学に在籍できる期間も原則として一〇年以内に制限すべきです。

(9) 大学の水準を向上させるには、教員の資格を「博士号」取得者に限り、博士号を持たない教員が博士論文を審査している現状を改革すべきです。また、研究面で優れた人物が大学で研究できるようにしなければなりません。

(10) 教育重視の観点から「授業評価」の制度の導入が必要です。ただし、その結果が特定のグループに悪用されないように、学生の参加や異議申し立てなどの工夫が必要です。

また学生による教職員の評価結果が配慮されねばなりません。

(2) 専門と教養の統一

① 大学には「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究することと「知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」ことの両立が求められています（学校教育法）。しかし現実には、専門に傾斜しすぎて教養が阻害されています。

教養と専門の分離を解消し、専門と教養の教育内容の再検討を行った上で、改めて両者の統一が求められています。こうした教育を受けた学生たちが、論理的に文章を書き、議論ができるようになることも具体的に求められます。

② 専門教育は、学問・研究の最新の成果に基づきながら、しかも後述する新たな教養との関わりを考慮しながら、抜本的な見直しと検討を各大学で行うことになります。国民の生活、文化、福祉に密着し、近年の社会状況を見据えた内容の創造が求められています。

専門教育の初步的なものについては全ての学生が学べる機会を保障し、自分の勉学の筋道を見直すことができるようにする必要があります。

③ 私たちは、国民としての最低限度の教養（ミニマム・エッセンシャルズ）は高校までに身につけることを提案しました。国立総合大学の教養は、高校までの教育の繰り返しではなく、新しい「知的・道徳的知識人」に

必要な教養を育むものでなければなりません。そのカリキュラムの創造は、当然、大学で自主的にならるべきものです。しかしどもすれば現実離れしがちな「学問」を不斷に点検する必要があります。私たちは、今日の社会状況を踏まえると、次のような課題を積極的に教養教育に取り入れるべきではないかと考えます。

- ・憲法に基づく人権、地方自治の本旨などの政治的素養
- ・社会的「弱者」とみなされてきた人々との共存・共生のための感性・知識・技術
- ・国際化のための教育。とりわけ近隣諸国の語学、文化を通じての自国の捉え返し
- ・「生産」「消費」「流通」「税金」「情報」など、日常生活に密接にかかわる基礎知識
- ・自然に対する正しい基礎知識、地球的・地域的エコロジー問題
- ④ 専門と教養を統一したカリキュラムの創造にあたっては、学生や地域社会、その他の人々の意見を幅広く反映していくことが望まれます。実際の授業にも、多くの「現場」の人々との交流を図ることや実践に即した授業の工夫が欲しいものです。
- なお、日常生活や実践を重視することが学

問的な水準を下げる心配するべきではありません。複数の学問分野が複雑に絡みあっており、現実の課題を、それぞれの専門分野から分析し検討を加える作業を総合的に行うことには、きわめて高度の知的訓練です。その意味で、異なる専門分野による「総合講座」がこれまで以上に工夫されるべきです。

(5) 以上の点を踏まえ、私たちは、国立総合大学は「教養と専門の統一」による新しい

「知的・道徳的知識人」の育成の場とし、職業資格と結びつきの深いプロフェッショナル教育は後述する修士課程で行うこととします。

ただし、医学教育については国家資格との

調整が必要ですので、移行期間を設けて現行制度の改革を行います。ただし、医療倫理が大きな問題になっているように、医学教育においても高度の教養や道徳的素養が必要です。私たちは、先進諸国経験に学びつつ、将来は教養教育の上に修士課程で専門を学ぶ方が良いと考えます。

(6) 高度の教養を重視する国立総合大学では、学生が「学部」の狭い枠にとらわれずに学べることが必要です。このため、教員の所属組織としては「学部」を廃止することや、学生の勉学のガイドラインを示す「法律を主とするコース」「経済を主とするコース」などの

です。どのような制度にするかは、国立総合大学の地域校ごとに自主的に検討するものとします。

(3) 開かれた大学をめざして

① 国立総合大学か、前述のように社会的な経験を有する人でも入りやすく学びやすい制度になっていますが、さらに働きながら学びたい社会人、ハンディを持つ障害者や高齢者などにも幅広く門戸を開くことになります。

そのため、施設・設備の改善などの条件整備はもとより、地域の実状に応じた「夜間課程」「深夜課程」「昼夜開講」などの工夫が求められます。

② 放送大学や通信教育も、国立総合大学の一分野としてさらに充実します。国立総合大学の地域校には必ず、放送大学のビデオ・センターや学習センターを設置し、通信教育のスクーリングも可能にすべきです。

③ 国立総合大学の地域校は、その地域にある「コミュニティ・カレッジ」(後述)などと連携し、そこで取得した単位を大学の単位として認定する道を開くこととします。

④ 国立総合大学の各地域校は、それぞれ質的に同レベルであるとともに、それぞれの地域に則した開かれた学舎であるべきです。例えば、地場産業・過疎・過密・公害・自然環境破壊、伝統文化などの諸問題を積極的に取り入れた研究・教育が行われることになり

ます。

従つて国立総合大学の地域校を中心に、地域の専修学校・各種学校との連携による短期の技術者養成講座の開設も必要になります。地域のオピニオン・リーダーとしての役割も期待されます。

(5) 国立総合大学の財政援助について、社会的、文化的な役割が期待されている企業の貢献を期待します。そのために、研究費や奨学金に充当するための基金をつくり、企業はもちろん個人が見返りを期待せず、紐のつかない寄附をすることが奨励されるべきです。

この基金の受け皿としての公益法人を設立し、この法人への寄附に税制上の優遇措置を設けることが検討されねばなりません。当然のことながら、寄附者の大学への介入を排除するために、寄付者が基金の配分には関与できない措置が必要になります。

(6) かつての奨学金は、優秀で将来にわたって社会的貢献が見込まれる学生に給費されるものでした。しかし学生数の急増と、国家的な教育投資の効率や国家財政の再建といった観点から、現在の奨学金は貸与制となっています。このため経済的理由からアルバイトが先行し、勉学が二の次にならざるを得ない学生も生みだしています。

ユネスコ勧告や国際人権規約も高等教育の学費の無償化をうたっていることを考慮し、

少なくとも本來的な奨学金は給費制に戻して適切な額を保障し、貸与制の奨学金についても無利子とする必要があります。

(7) 大学の自治、学問・研究の自由を守り、大学の民主的な運営を図りながら、同時に大学を開かれたものにするために、「大学運営協議会」(仮称)を設け、学生や地域社会の各層の人々が参加できるようにします。これによって大学を狭い世界から解き放つとともに、大学を特定の政治目的に利用することや大学と特定企業との癒着を防ぐこともできます。

(一) 大学院の改革

日本の大学院は学部以上に大きな問題を抱え、国際的にみても大きく立ち遅れています。「大学教員の養成」「研究者の養成」「専門家の養成」の三つの機能を果たすことが期待されながら、現状は「大学教員養成」すら中途半端でオーバー・ドクター問題を深刻化させています。理工系の研究者・専門家の養成という面では、大学院にも依然として徒弟制度的なシステムが残り、国による財政的な条件整備もまったく不足しているからです。

(3) 将来的には、小、中、高校や幼稚園(「子どもの家」)の教員・保育者も修士課程の修了者とすることを目指します。教員教育にかかる修士課程においては、大学段階での幅広い教養や専門教養に基づき、かなり実践的な能力を培えるようにします。そのた

点から、大学院の機能と制度を整理し、その財政的措置を拡大することとします。

1 「国立総合大学」の修士課程

① 高度のプロフェッショナルな教育は国立総合大学に修士課程を設けて行うことになります。修士課程への受験資格は、国公私立の「学士号」を有する者および学士に相当すると認められる者とします。奨学金については

大学の場合と同様とし、その充実を図ります。修士課程を修了した場合は「修士号」を授与します。しかし、職業資格は課程修了とは区別し、修士課程を修了すれば高度の社会的、職業的資格を取得できる知識と経験が得られることを目的とします。例えば、法学

コースの修了者は司法試験に合格できる程度の素養を身につけ、経済学コースの場合はアメリカのM.B.A.に相当する能力をつけ、理工系コースの場合には企業・研究所の研究員などに必要な力をつけられるようになります。医学コースも、前述したように、将来は修士課程を終えて国家試験を受験するという関係を目指します。

大学院への留学生も急増していますが、旧態依然とした学位制度のために学位取得が難しく、そのあり方に不満が高まっています。私たちも、大学院を充実させることが日本の将来を考える上で大変重要であるという観

めに、現職教員の研修の場としての機能も持つこととします。

2 「連合大学院大学」の構想

① 国際的にも通用する諸科学の基礎的、応用的、総合的な研究を行い、大学教員や研究者の養成を行う場として、国立総合大学とは別に、博士課程のみを置く「連合大学院大学（仮称）」を設けます。

② 連合大学院大学は、現在の各国立大学の博士課程・研究機関及び大学共同利用機関をブロックごとに再編統合して組織します。

修学年限は五年制とし、前期課程を二年、後期課程を三年とします。ただし前期課程は、現行と同様に一年でも修了できることとします。

③ 連合大学院大学への受験資格は、修士課程と同様に、学士号を有する者及び学士に相当すると認められる者とします。なお、国公私立大学の「修士号」を有する者は、前期課程を省略して後期課程に入学できるものとします。

④ 後期課程に進学するには前期論文の合格を必要とするものとし、後期論文審査に合格することをもって連合大学院大学の課程の修了とします。課程修了者には「博士号」を与え、併せて連合大学院大学で教授法を履修した者には大学教員の資格も授与します。

⑤ 民間研究所の研究員や在野の研究者が、

連合大学院大学に学ぶことなく「博士号」を取得できるようになります。このため「論文博士」の制度は残します。その論文の提出先と博士号の認定機関は連合大学院大学とし、その論文審査にあたるスタッフを充実します。

⑥ 連合大学院大学の教員についても、国立総合大学の場合同様に「教授・助教授・講師」の区分をなくし、同一の連合大学院大学出身の教員比率を二〇%以下に制限します。また教員の在職期間も一〇年以下に限るものとします。

⑦ 諸外国に比べて極めて立ち遅れている奨学金制度を飛躍的に充実させなければなりません。日本的研究水準の向上にはつながりません。特に博士課程後期に在籍する者は、年齢も高く、家庭を持つものも少なくないことを考慮し、

単に給費制の奨学金というだけでなく「生活給」的な奨学金を保障しなければなりません。なお、五年以上の在籍者にも、年限を限つて同様の保障を与えることが望まれます。

(三) 短期大学・専修学校と「コミュニティ・カレッジ」

職業資格の高度化や大学教育の変化から、短期大学のあり方が問われてきています。また、専修学校等の中には、高度な職業教育を行っているところもあり、その卒業生は社会的にもっと高く評価される必要があります。こうした観点から、短期大学・専修学校などの再編が緊急の課題になっています。

① 短期大学、高等専門学校、専修学校などのうち高度な教育内容をもつものは大学として移行するか既存の大学に統合し、中級レベルの教育内容を持つものは後述する「コミュニティ・カレッジ」に再編統合します。

大学への移行または再編・統合を望まないものや、主として幅広い市民的教養を教えるものは、各種学校ないし社会教育機関として位置づけるものとします。

② 国民が生涯学習という観点から継続的に学習する場を求めていることを踏まえ、都道府県や政令指定都市は、原則として「コミュニティ・カレッジ（仮称）」を創設するものとします。

③ コミュニティ・カレッジは、前述のような学校を基本として再編し、修学内容によって学習期間を定めます。多様な市民の学習要求に応えるため、コミュニティ・カレッジには夜間課程、深夜課程、昼夜開講制などの措置をとります。またコミュニティ・カレッジは、放送大学や「国立総合大学」の通信教育のスクーリングの場としても活用することとします。

④ コミュニティ・カレッジでは、語学、教養、地場産業、地域経済などのより生活に密着したコースを設けることにします。なお、コミュニティ・カレッジの修了者が国立総合

大学に入学する場合は、その認定により単位が継承されるものとし、私立大学にも同様の措置を求めるべきと考えます。

(四) 私立大学改革への期待

1 私立大学の現状

① 私立大学は、建学の精神に基づく独自個性的な大学教育が期待されました。が、国が大学進学率の急騰への対応を怠り、この尻拭いをする形で多くの若者を受け止めることになりました。その結果、劣悪な教育・研究条件の下で、ともかくトコロテン式に卒業生を社会に送り出せば良いとするものも少なからず出てきています。

② 私立学校振興助成法により、いくぶん私学の財政基盤は固まりましたが、研究・教育条件を根本的に改善し、その水準を高めるというまでには至りません。このため学費の値上げが続き、今や私学に子どもを通わせる親の家計はギリギリの状況に至っています。

③ 学生数の急減期に向けて、生き残りをかけた「偏差値上位」をめざす傾向が生じています。この結果、また国公私立大学の地盤沈下に伴う私立大学の相対的な人気上昇などの相乗効果で、私立大学への受験競争が激化していることも気がかりです。

2 独自の教育を
国立総合大学は、国民の高等教育への要求

に応えるための基本的な機関でなければならないという戦後教育改革の理念に基づくもので、これに対し私立大学は、その建学の精神あるいは独自の特色ある研究・教育観を充分活かした存在であるべきです。

価値観が多様化してきている今日こそ、まさに私立大学の出番ではないでしょうか。私立大学は、国の政策に一喜一憂するのではなく、確固とした信念を持って独自の教育活動を展開すべきです。

3 私立大学の改革像

① 私たちは、前述したように国公立大学の改革について問題提起しましたが、私立大学のあり方については私学自身が決定すべきものと考えます。その場合、いくつかの私学が連合して「私立総合大学（仮称）」に移行することも考えられます。また思い切って特色を打ち出した単科大学に徹することも考えられるでしょう。

② 私立大学が必要とするなら、国立大学とは異なる設置基準を設定することも不可能ではないと思います。こうしたことも含めて、私学自身の改革論議が深まる 것을期待し、問題提起を待ちたいと考えます。

(五) 当面の高等教育改革に向けて

1 高等教育機関の自主的、自覚的改革を

一九九一年二月の大学審議会答申に基づき、各大学は学生数急減期の対応に迫られていま

す。しかし「受験地獄」を解消したり学歴社会をゆるがす方向での改革に向かっているではありません。自ら社会的役割と責任を自覚した対応を進めて欲しいと考えます。そのためには、審議会答申の批判的な検討と、新たな改革構想を出す必要があります。

2 高等教育の機会均等に努力する
十八歳人口の急減期を前に、学生定員の抑制への動きが見られます。こうした動きは、進学率はこれ以上は上昇しないということを前提とし、意図的に進学率を抑えるというところから出発しています。しかし私立大学が多いことや、大学が都市に偏在しているための学費や生活費の高負担から進学を断念している若者が多数いることを無視してはなりません。

3 私たちは、大学の地域的な偏在を是正し、国公立大学の拡充に努力し、奨学金等の充実に努めることによって、十八歳人口の急減期をむしろ国民全てに開かれた高等教育の実現の契機にしたいと考えます。

(六) 教育と職業資格・就職制度の関係

学歴によって職業資格がそれたり、学校間によって就職が決まりたりすることが学校間格差を生み、「受験地獄」を激化させ、教育の混迷を一つの原因になっています。したが

つて教育改革には職業資格や就職との関係をどう扱うかも重要になります。

1 資格試験と学歴要件

学歴で自動的に職業資格がとれたり、学歴が職業資格試験の要件となったり、学歴によってその受験科目が免除されたりすることについては必ずしも合理性があるわけではありません。職業資格と学歴の関係は「このくらいの学歴があれば当然その試験には合格できるはず」というものであるべきです。従って、学歴至上主義の風潮を緩和し、ひいては「受験地獄」を緩和するために、職業資格試験から学歴要件をなくすことを検討すべきです。

2 学校と就職斡旋業務

① 学歴至上主義や「受験地獄」の問題は、日本的な就職構造にも左右されています。「ゆとり」や「他人への思いやり」「共生」が求められている国際社会にあって、他人を蹴落として受験競争を勝ち抜いた者が優遇されるという社会構造を続けていては、日本の未来は暗いと言わざるをえません。

② 一部に学歴を不要とする企業が生まれてきていますが、こうした企業がもっと増えることが期待されます。企業は学歴に惑わされず、必要とされる素養を評価する方へ進むべきです。

③ 新卒学生の就職・採用は職業安定所を通して行うものとし、学校が労働行政の一翼

を担う就職斡旋はやめるべきです。企業には指定校制度の見直しを求め、文部省と業界との就職協定の廃止も検討すべきです。

3 職業資格の正当な評価

① 就職が学歴や学校歴に惑わされずに行われるためには、職業資格が正当に評価されねばなりません。例えば、図書館には司書が不可欠であるにもかかわらず有資格者を増やす努力が不足しています。大学では学位を持たない教授が博士論文を審査しています。このようなことがまかり通っていては、公務労働の質の向上は望めません。

② 職業資格のあり方を改善し、専門職を明確に位置づけるとともに、学歴による上級職制度などは廃止する必要があります。

③ 職業資格はある意味での「能力主義」を意味していますので、いわゆる「社会的弱者」といわれる人々への適切な配慮も忘れないようにすべきです。

五 大学入学試験の改革

受験競争教育の激化には大学入試、大学教育、ひいては学歴社会、学校歴社会がかかわっていることは言うまでもないことです。したがって、これを解消することなしに受験競争教育による教育の歪みを是正し、子ども達

が「ゆっくり・のびのび」育つということは保障しません。特に大学入学試験の改革を

大学間の格差是正とあわせて大胆に進めてすべきことは、もはや猶予のならない問題になっています。

(一) 入学試験のない国立総合大学の実現

① 私たちが提案した「国立総合大学」は、現在の受験教育体制の頂点に立つ「有名大学」を解体し、国立大学を統合して大学教育の平等化を目指すものです。従って国立総合大学が創設された段階では、特定大学に受験者が殺到するという事態はなくなります。また国立総合大学は、入学してもエスカレーター式に卒業できる制度ではなく、単位取得も厳しくなり、就職面での優遇も行われなくなります。このため、一時的には多少の混乱は生じても自然に志願者数は落ちしていくと考えられます。従って国立総合大学では、入学試験を廃止し、希望する者は誰でも入れることとなります。

② ただし国立総合大学の修士課程、連合大学院大学（博士課程）への入学には受験制度を残します。その入試は、高度の研究と教育にふさわしい知的素養と社会的倫理性を重視するものとすることが望まれます。

(二) 移行期の入学者選抜方法の改善

1 資格試験への転換

① 国立総合大学と連合大学院大学という新しい制度ができるまでの間は、特定大学への受験生の集中も避け得ません。しかし「受

「受験地獄」の元凶となっている「偏差値輪切り」方式の知識試験は改革すべきです。このため、「大学入試センター試験」を「大学入学資格試験」に改変します。

② 大学入学資格試験は、大学教育を受けたふさわしい知識力を持つかどうかだけを判定します。大学に対する得点証明は行いません。当然、この制度の下では、高校の課程をきちんと履修すれば合格できることになりますので、特別の受験勉強は不要となります。

③ 現行の「大学入試資格検定試験」もここに提案した大学入試資格試験と同趣旨の制度ですから、その制度の一本化がはかられるべきでしょ。また、この資格試験は、現在は国立大学の受験資格がない在日外国人学校の生徒にも窓口を開き、すべての大学への受験機会を保障する場とします。

2 選抜方法の多様化

① 大学入学資格試験に合格しても、特定大学に受験生が集中すればなんらかの選抜が必要になります。この場合、各大学が従前通り知識の多寡を見る試験を繰り返していたのでは「受験地獄」の解消になりません。

② 各大学では、受験生がすでに知識試験に合格していることを前提として、多様な選抜方法が工夫されるべきです。大学が設置されている地域の住民の優先入学、文化活動や

ボランティア活動の経験の重視、論文試験や実技試験、面接試験などの工夫などが考えられます。各大学は、自校にどのような特色を持たせるかという観点から検討を行うべきです。

(三) 国立大学付属校の改革

① 国立大学の附属小、中、高校が受験名門校になっている現状は、本来の実験校としての性格を逸脱していると言わざるを得ません。本来の役割を踏まえた改革が必要です。

② 受験競争を煽っている塾や予備校の団体を公益法人として認可している現状についても検討が加えられねばなりません。マスコミの「偏差値」による大学のランクづけ報道や高校別合格者数の報道、さらには特定大学合格者の氏名報道などについても自肅が求められるべきです。

(四) 私立大学への要望

「国立総合大学」では入学試験をなくし、

また移行期にあっても国立大学では「偏差値輪切り」の選抜制度の解消に努めることになります。しかし、すでに始まっている私立大学の「偏差値上位」を目指す競争が激化しては「受験地獄」はなくなりません。

私たちは、私立大学が社会的責任という観点から、すでに選抜方法の多様化に様々な工夫を行っていることを評価しつつも、さらに大学の独自性を強調した特色ある選抜方法の

工夫に努力することを強く要望します。

六 自治・共生の社会の生涯学習

学歴社会に風穴をあけ、受験競争教育を打破するためには、大学入試と大学のあり方の改革と同時に、「誰でも、いつでも、どこでも」、費用負担の心配なく学ぶことができる体制作りが進められねばなりません。

私たちは、「学習権の生涯保障」という観点から生涯学習の積極的な推進を訴えてきましたが、いまだ不十分です。特に社会的弱者として差別されてきた人々の学習要求や、地域の日常生活に密着した学習の内容と形態という面では多くの課題が山積しています。子ども達の「社会教育」や地域での学習などの充実とともに、成年の学習問題を大きく取上げなければなりません。

(一) 生涯学習の時代

1 「生涯教育」から「生涯学習」へ

「生涯教育」という言葉は、一九六五年にユネスコの成人教育部会で初めて提起され、その後その内容が発展させられてきました。

「生涯教育」という考え方には、教育は生涯を通じて保障されるべきものであるというだけでなく、「教え—教えられる」という旧来の教育関係を「自立・自己決定—相互学習」という新たな関係に変えるという意図も込められています。その意味で「生涯教育」

は「生涯学習」と呼ぶ方が適切であり、私たちが提起してきた「共生・共育・共学」の考え方にも一致するものです。

2 生涯学習の課題

① 生涯学習は、学校教育、社会教育、趣味、教養の世界)「道」がつく家元制度を含む)、独学(通信教育などを含む自己啓発)、企業内教育などを通して行われるものですが、今後ますます多様な活動や形態が求められます。こうした様々な形態の学習の関係を適切なものにし、身近な学習機会を数多く設け、学習を希望する人々への時間その他の援助を強化することが緊急の課題になっています。

② こうした課題を踏まえて中教審や臨教審が「生涯学習の時代」を提起した姿勢は評価できますが、一九九〇年に成立した「生涯学習振興法」では民間活力の導入だけが強調され、受益者負担能力のない人々への配慮が不足していました。改めて「生涯学習の時代」にふさわしい基本政策の確立が必要になっています。

(二) 国民の学習権を保障する生涯学習へ

1 地域生活に根ざした生涯学習
① 週休二日制の進行や高齢化社会の到来で、成人が地域で生活する時間が長くなっています。生活の場としての地域的重要性がますます大きくなり、地域での豊かな人間関係や様々な活動が大切になっています。

② 地域生活にもっとも身近な教育の機会を提供してきたのは社会教育でした。公民館や「婦人」教育会館、あるいは青年団や「婦人」会などを通じて生活の知恵を育み、趣味や娯楽などによって人間関係を育ててきました。しかし、ともすれば社会教育には行政による押しつけや啓蒙的な傾向が見受けられました。

③ 生涯学習は、こうした社会教育の気負いを排し、住民の自主的で相互的な学習としてより深く地域生活に根ざしたものになるべきです。指導員の派遣による敬老クラブなどの囲碁や将棋、保健婦を囲んでの子育て談義や健康講座、それらに関わるボランティア活動など、これまでの社会教育という形で行なわれてきた学習とともに人間がより良く生きようとする幅広い学習が展開される必要があります。そのために、社会教育の新たな役割とネットワークづくりが重視されるべきです。

2 自治と共生の生涯学習

(一) いち早く「生涯学習都市宣言」を行った掛川市の生涯学習は、郷土の歴史、市民の健康、女性・青少年の生き方、学校の開放、文化・スポーツ、産業・都市計画、緑と河川

化の動きに対応したものとして評価できるものです。

② 生活に根ざした生涯学習は、生活の人々を通じて生活の知恵を育み、趣味や娯楽などによって人間関係を育ててきました。しかし、ともすれば社会教育には行政による押しつけや啓蒙的な傾向が見受けられました。指導員の派遣による敬老クラブなどの囲碁や将棋、保健婦を囲んでの子育て談義や健康講座、それらに関わるボランティア活動など、これまでの社会教育という形で行なわれてきた学習とともに人間がより良く生きようとする幅広い学習が展開される必要があります。そのために、社会教育の新たな役割とネットワークづくりが重視されるべきです。

③ 生涯学習は、こうした社会教育の気負いを排し、住民の自主的で相互的な学習としてより深く地域生活に根ざしたものになるべきです。指導員の派遣による敬老クラブなどの囲碁や将棋、保健婦を囲んでの子育て談義や健康講座、それらに関わるボランティア活動など、これまでの社会教育という形で行なわれてきた学習とともに人間がより良く生きようとする幅広い学習が展開される必要があります。そのため、社会教育の新たな役割とネットワークづくりが重視されるべきです。

④ 生涯学習は、生涯学習に関する施設・設備において、様々な階層・年齢層の人々が様々な時間帯を使って学習を進めていますが、まだまだ不十分です。地域住民の学習要求を正確に把握し、文化・スポーツ・研究・趣味などを行う機会や施設・設備の充実が目指さねばなりません。

⑤ 学習の機会や施設・設備をネットワーク化して住民の利用に供することが必要です。各地の「生涯学習センター」が、情報提供や条件整備の上で果たす役割は、今後ますます

大きくなります。

2 学習権を保障できる公共施設

社会的不平等による学習機会の不平等が人々の課題である生涯学習では基本的な学習施設・設備は無料で利用できるようになります。とともに、その他の機会や施設に関してもできるだけ低負担ですむような手立てが必要です。

② 企業が所有するスポーツや文化の施設を人々に開放するように協力を求めたいと思います。そのために、地域に開かれた施設を新設する場合には税制の面での優遇措置を講じることを検討します。

(四) リカレント教育の推進

1 リカレント教育制度の定着を

① 日本における企業内教育のレベルの高さは定評があります。しかし時代は終身雇用から転職の時代に移りつつあり、技術革新の速度も速まっています。このため新しい職業能力の獲得や自己の職業能力の向上を求める要求が高まっています。

② 直接的な職業能力だけでなく、改めて自分の生き方を見つめ直したり、新たな興味を発見するために大学に入り直す要求も生まれてきています。

③ こうした要求に応えるためには、働きながら学べる保障だけでなく、働くことと学

ぶことを繰り返すリカレント教育の保障が必要です。

2 リカレント教育と高等教育機関

① リカレント教育として高度な職業技術を学ぶためには、大学・大学院が社会人に開かれていなければなりません。私たちが提案する大学入試の廃止は、この課題にも応えるものです。

② 中級の職業能力の育成のために、専修学校や各種学校のほか、新たに再編される「コミュニティ・カレッジ」が活用できます。ここでの教育は社会人への配慮を当然のものとして前提しています。

3 有給教育休暇制度の導入

リカレント教育を進める場合の最大の問題は、学習のための時間と費用の保障です。ILOは一九七四年に、労働者が学習する時間を有給で保障するように義務づけた「有給教育休暇に関する条約」を制定していますが、日本はまだ批准していません。政府に早期の批准を働きかけ、国内法の整備に取り組まねばなりません。

七 自治に基づく教育行財政

日本の教育行政は、第二次世界大戦後の一時期を除いて一貫して中央集権的であり統制的でした。そのため教育の住民自治や学校自治が育たず、教職員統制や児童・生徒管理が

進み、教育内容にもそうした傾向が反映されました。今日の根深い教育荒廃の原因の一つがここに見られるといつてよいでしょう。

教育財政でも各種の助成措置を通じて中央統制が進み、各自治体での創意工夫を抑えつける形になっています。教育予算是行政改革の名の下に受益者負担・私費負担を重くし、国民の学習権保障がないがしろにしています。

家計を圧迫している教育費負担の軽減は緊急の課題になっています。

私たちは憲法と教育基本法の趣旨に基づき、地方分権、住民自治の立場に立つ条件整備中の教育行財政の確立を目指します。

(一) 教育自治の確立

1 「教育委員会法」の制定

地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）により教育委員会の公選制が任命制に変えられ、教育委員会制度の趣旨が歪められて久しくなりますが、今まで「教育長の一般行政職化」という改悪が行われようとしています。私たちは、このよきな地教行法を廃止し、新たに「教育委員会法（仮称）」を制定する必要があると考えます。

① 「教育委員会法」には、教育委員の公選を規定し、教育委員会の予算に関する権限や会議の公開などを定めるほか、学校を含む教育機関の自治の尊重、教育情報の公開、住民参加、異議申し立てなどが明記されるよう

にします。

② 教育委員会は教育基本法の精神を堅持し、自治体行政の総合化の進展に対応する他の行政分野との協力を積極化すべきです。また教育委員会は、前述の「校区教育協議会」と積極的に連携し、絶えず住民の意思を把握するようにしなければなりません。

③ 各自治体は、公選制の教育委員会が実現されるまでの間であっても、「準公選制」やその他の方法によって教育行政に住民の意思を反映させる工夫をすべきです。

2 「中央教育委員会」

① 中央集権的な教育行政を改め、憲法や教育基本法の精神を活かした「教育の不当な支配からの独立」をめざさねばなりません。この点で将来的には「中央教育委員会（仮称）」の創設も検討されねばなりません。

② 中央教育委員会は、学術・教育・文化

・スポーツなどについての基本的な方針や政策の策定、教育予算原案の作成、教育条件の自治体間格差の均等化、国際交流の促進、地方教育行政機関への助言などを行うものとします。

(一) 学習権保障の教育財政

「だれでも、いつでも、どこでも」学べる生涯学習の体制を造るには、財政的な裏づけが不可欠になります。国民の過度の教育費負担を軽減し、開かれた学習環境を保障するた

めに、教育予算の充実が必要です。

1 学習権を保障する教育予算

① かつては十五%にも達した国の教育予算は、一九八〇年を最後に政府予算の一〇%を割り込み、以後毎年低下を続けています。

全国的に教育の水準を平等に保ち、国民の生涯学習権を保障するために、この教育予算の縮小に歯止めをかけて必要な教育費を確保しなければなりません。

② そのためには、政府予算の一定割合を教育予算として確保する必要があります。私たちは当面、政府予算に占める教育予算の割合を一〇%に回復することを目指します。地方においても、自治体の自主財源の確保、地方交付税の改革により、自治体予算の一定割合を教育委員会予算として確保し、教育委員会の自主的な予算編成権を認めることにします。

2 制度の改革

① 奨学金制度に給費制を復活し、また研究課程の大学院生の奨学金を生活給的なものとします。貸与制の奨学金は貸与対象を大幅に拡大し、必要なならばだれでも利用できるようになります。

② 大学教育を支援する財団を法制化し、財団への寄付に税制上の優遇措置を設けます。

③ 課税にあたって、授業料・入学金・障害児の教育に伴うケアの費用などを控除する教育費控除の制度を設けます。

2 国民の教育費負担の軽減

私たちちは、以上のような改革の基本方向に向かって次のような努力をすることとします。

(1) 公費負担の拡充
① 幼稚園・保育所の保護者負担の費用を

軽減し、併せて負担額の平等化を目指します。

② 小・中学校の補助教材費、業者テスト利用などによる教育費負担をなくします。

③ 公立高校の授業料を無償とし、私立高校の授業料を引き下げる。

④ 国立学校特別会計及び私学助成の拡充により、大学の入学金・授業料を引き下げる。

八 親への期待と企業・官庁への注文

教育改革は、単に教育制度や教育の機構を変えただけでは成果を期待することはできません。受験競争が大人社会の競争に引き続いている限り、それはなくせません。こうした立場から私たちは、家庭に期待し、また企業や官庁に訴えます。

(一) 家庭への期待

① 将来を心配するあまり、親が子どもを

受験へと追い立てていることが憂慮されます。子どもの権利条約が言つように、子どもの

「最善の利益」を冷静に見つめ、何よりも「子どもの今」を大事にして欲しいと思ひます。

す。このため「学校五日制」と共に進め、家庭や地域の遊び、生活を取り戻ししましょう。

② 今日の学校には、本来なら家庭でやるべきことがたくさん持ち込まれています。これでは本来の学校機能が果たせません。もう一度、家庭で果たすべきことを学校に委ねていいかどうかの点検も必要です。

③ 保護者の学校教育への参加も必要になつてきています。学校への問題提起やPTA活動などへの積極的な参加が期待されます。

このためには、親の学校参加や勤労者の自己学習のための時間の確保を労働組合の重要な運動課題とする必要があります。

(二) 企業・官庁に要望する
① 「受験戦争」激化の根本原因の一つは、学歴社会、学校歴社会にあります。この意味で企業が、学校歴社会を強めるような「指定校制度」をやめ、特定大学に偏った人材確保の仕組みを改革して欲しいものです。私たち

す。

② 企業や官庁には、就職年齢を限定して新卒者を優先している現行の採用システムも変更して欲しいのです。生涯学習の時代では、様々な経験を有しながら学校に通う者が

増えてきます。年齢や卒業にとらわれるのでなく、人物本位・実力本位で採用するよう

人事政策の転換が求められます。私たちは、こうした選択が、長い目で見た場合の国際化社会におけるあり方であると確信します。

③ 企業や官庁には、そこに働く人々が子どもの学校への参加や地域の活動に参加できるような手立てを考えて欲しいのです。労働時間の短縮や「育児時間・休業」の導入などの問題です。

④ 技術革新のテンポが早くなっている中で、すでに有給教育休暇の制度ができています。しかしこれは、当該企業のための職業能力のリフレッシュ策にすぎません。時代は労働力の流動化の時代を迎えていて、ユネスコの国際勧告に基づく有給教育休暇制度の確立が必要です。企業の社会的貢献してこうした課題に応えることが期待されます。

⑤ 民間では職業資格の評価が高まっています。私もかわらず、公務労働の分野における専門家の処遇についての検討を求めています。

⑥ 地域での様々な文化、芸術、スポーツ、

学習などの活動に、企業が紐をつけない援助をすることも期待されます。すでに、企業メ

セナ（文化芸術支援）とか、フィランソロピー（社会貢献活動）などの呼び掛けが始まっていますが、これが広がることを大いに期待します。

⑦ 企業が有するスポーツや文化施設を、可能な限り社会に開放することも期待します。

III 私たちの行動指針

私は、この「二十一世紀・子どもルネサンス」で教育改革のための考え方を提起し、そのための具体的な改革案も模索しました。しかしこの改革は、短期に実現できるものと、様々な条件整備を重ねながら時間をかけねば実現できないものとがあります。そこで私たちは、この改革案の中から、直ちに実行できるもの、せめて二十一世紀を迎えるまでに実現したいものを整理し、私たちが当面重点的に取り組む課題とします。

一 子どもの権利条約の早期・完全批准に取り組みます。

- 1 子どもの権利条約を早期に批准し、必要な国内法の整備、教育内容や行政のあり方の再検討を行ないます。
- 2 子どもの権利侵害をチェックし、その是正を勧告するオンブズマン制度を導入しま

す。

二 管理主義教育の是正に努めます。

1 学校、行政の認識を、子どもの「登校義務」から「教育を受ける権利」に変えることを求めます。

2 学校から体罰を一掃し、管理主義的な校則を抜本的に見直すことを求めます。

3 校則の改廃や退学・停学等の処分に際し、子どもの「意見表明権」の尊重を求めます。また、義務を強調する前に子どもの権利を尊重する「学校憲章（仮称）」の実現に努めます。

4 内申書や指導要録に関する情報公開、自己記録の訂正、プライバシー保護のための制度的検討を行います。

三 教育から差別をなくす努力をします。

1 部落・女性・障害（児）者・民族差別など、あらゆる差別を克服する教育を進めます。

2 「特殊教育」の名称を改め、障害児の学校教育への要求を保障できるようにします。このため障害児諸学校の整備を行うとともに、障害児の普通学級への通級を保障できる条件整備に努めます。

3 一部に残る高等学校の男女別定員を一掃します。
4 「ゆっくり・のびのび」した幼児生活の実現をめざします。

1 子育てを援助する制度の拡大をめざし、

労働時間の短縮、産前・産後休暇の保障、育儿時間の拡大、子どもの看護や学校参観のための休暇保障の実現に努め、育児休業法の充実に努めます。

2 幼稚園にも保育機能を備え、「保育に欠ける」子どもや障害を有する子どもにも児童教育を保障できることを目指します。

3 幼稚園教育要領と保育所保育指針との一元化に努めます。

4 幼稚園のクラスの保育所の三歳児のみの二十人とします。また障害児を受け入れるクラスの複数担任化を目指します。このため政令に任されている幼稚園設置基準の法律化を図ります。

5 幼稚園授業料と保育所保育料の保護者負担の平等化を目指します。

6 行政および関係者による「保育と教育の統一」の検討の場の実現に努めます。先行できる自治体には、「子どもの家」づくりへの取組みを求める。

7 児童館、子ども図書館、子ども公園などの子ども施設の新設に際しては、幼稚園や保育所と一体の運営ができる配置を求める。

8 幼稚園教員、保育所保母の職を専門職にふさわしいものとして確立し、研修権の保障や賃金体系の改善に努めます。

五 ゆとりある義務教育を実現します。

1 将来の義務教育のクラス編制を欧米なみの二十人程度とし、当面は三十五人以下学級の実現を目指します。

2 子ども時代から豊かな芸術・文化・スポーツの体験ができるよう、専科教員を増員します。

3 学校図書館を自学自習の力を育てる場、情報処理能力を育てる場として小学校から充実します。「図書室から図書館へ」の改革を目指し、図書・資料等の整備基準づくり、専任の司書教諭の配置を目指します。このため、学校図書館法の抜本的改正を図ります。

4 学習机でとる給食を改革します。このため、学校食堂を設け、メニュー選択できる給食の実現を図ります。また、栄養職員の完全配置、自校調理方式の徹底を求めます。

5 可能性を開花できる高校教育の実現に努めます。

6 公立高校の定員を拡充し、希望者の全員入学・入学試験の廃止を図り、授業料の無償化を目指します。

7 高校のクラス編制を四十人とし、順次三十五人学級を目指します。

8 普通高校と職業高校の定員を弹性化し、生徒の希望に応じる教育を実現します。また普通高校と職業高校の間の転校を保障します。

9 高校教育の総合化を進め、選択科目を

増やして、高校生が多様な可能性に挑戦でき
るようにします。

5 公立高校の均質化をはかるとともに、
音楽・美術・スポーツ・語学などで特色ある

コースを創設し、より高い可能性への挑戦の
機会を保障します。

6 親の転勤に伴う転校、さらに不登校者
や中途退学者を出さないことに努力すると
ともに、その復学を保障します。

7 全教科の学び直しとなる学年制の再検
討を求める。

7 学校五日制の実現と環境整備を急ぎます。

1 学校五日制を早期に実現し、併せて授
業時数の国際的な水準への接近を図ります。

2 学習指導要領の見直しを行い、知識量
を競う教育から考える力・問題解決の力・自
学自習の力を育てる教育への転換を目指しま
す。

3 地域の文化・スポーツ・いこいの場の
拡充を図ります。このため公共文教施設の整
備計画の復活を求める。

4 子どもの地域活動への援助を強めるた
め、公共文教施設に司書・学芸員・社会教育
主事・指導員やインストラクターなどの配置
とボランティア活動の受け入れに努めます。

八 國際化社会における教育課題に応えます。

1 小学校への外語教育の導入、高校段階
での外語教育の多様化に努め、近隣諸国の言

葉の重視、コミュニケーション・文化理解と
しての外語教育への転換を進めます。

2 在外の日本人學習への現地の子どもの
入学の積極化、現地の学校との交流の拡大を
求めます。

3 海外帰国生の進学や資格取得の環境整
備を行い、帰国後の教育ギャップを回復する
手立てを充実します。

4 在日の外国人学校への助成を実現し、
またそこで学ぶ子ども達の通学定期の割引き、
スポーツ・文化活動への参加、進学・就職な
どの差別をなくします。

5 中国からの帰国者、日本国籍を取得し
た人々、外国人の子どもなど、日本語が不自
由な者の学校教育への援助を強めます。

6 アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、在日
中国人の民族教育などへの援助を行ないます。

7 留学生の受け入れを一層強化し、奨学
金制度の拡充、寮やホームステイの整備を行
います。

8 諸外国の日本語學習の需要に対し、
教員派遣、教材の開発・提供、學習センター
の設置などの援助を行い、自國で日本語を学
んでから留学するよう援助を強めます。

9 教員採用試験における日本国籍要件を
廃止します。

課程の教育現場における創意工夫の積極化を
するようにします。

2 教科書の自由発行、教育現場による自
主採択の実現を図ります。

3 教科書の無償制度を堅持し、採択しな
かった他の教科書も学校図書館に備えます。

4 アジアとくに中国、韓国などと歴史教
科書の検討会議を設けます。

5 日の丸・君が代の義務づけを改めます。

6 日の丸・君が代をめぐる国旗・国歌論
争が教育の場を混乱させないよう求めます。

7 日の丸・君が代についての學習指導要
領の改定を求める。

8 公立学校の部活動のあり方を改革しま
す。

9 公立教育の部活動は通常の開校時間に限
定し、休日や早朝・深夜（中間部の場合）の
活動を禁止します。

10 「ノーブル活動デー」を設け、生徒が下校
後に多様な家庭生活、社会生活ができるよう
になります。

11 教職員免許状の基準の検討を行いま
す。

12 教職身分を確立し、教職員制度の民主
化をはかります。

13 教育職員免許状の基準の検討を行いま
す。

14 ユネスコ勧告にもある、有為な人材を
確保するための教職員給与体系を実現します。

15 初任者研修制度の廃止を含む見直しを

行い、新任教員の条件つき採用期間を六ヵ月とします。

4 教職員の自主的な研修を奨励し、この

ための研修休暇の拡充、研修費の保障を充実します。なお、大学の修士課程に現職教員の研修の課程を設けます。

十三 大学入試を改革し、受験地獄を解消します。

1 大学改革を図り、将来的には大学入試を廃止します。当面は、大学入試センター試験を「資格試験」に変え、点数の公表をやめます。

2 「大学入学資格試験」と現行の「大学入学資格検定試験」との制度的統合を図り、併せて外国人などがこの試験に合格することを大学受験資格を保護されるようにします。

3 入学者選抜の方法に「出身地別定員

枠」「文化・スポーツの実績」「ボランティア経験」「論文や実技の試験」などの導入を求める、校風にあった学生の選抜の工夫を求めます。

4 学校教育における偏差値の利用、成績の掲示を禁止し、予備校や進学雑誌などが学校別偏差値、高校別合格者数、有名大学合格者氏名などを公表することの自粛を求めます。

十四 開かれた大学の創造を目指します。

1 将来的には国立大学を一つに統合し、学校間格差の解消とともに受験制度の廃止を

目指します。

2 国立大学は高度の教養教育の場とし、総合制をとるものとします。

3 国立大学から卒業の制度をなくし、学習の証明が必要な場合は単位を与えた教員名の入った「単位取得証明書」を発行するものとします。大学院進学希望者は、予め定められた単位を取得して「学士号」を得るものとします。

4 国立大学の授業は、可能な限り社会人に開放することとします。

5 企業に、就職における「指定校制度」をなくし、特定大学出身者を優先する採用の仕組みを改め、採用制度から学歴要件をなくす見直しを求めます。

6 職業資格制度から学歴要件をなくすことを目指します。

十五 高度の学識を育て、社会に貢献する大

学院の創設を目指します。

1 国立大学の修士課程は高いレベルでの専門教育（プロフェッショナルの養成）の場とし、その受験資格は「学士号」の所有者またはそれに準じる者とします。

2 国立大学の博士課程は大学教員や研究者の養成機関とし、現在の国立大学の博士課程・附属研究所・大学共同利用機関をプログラムで統合した「連合大学院大学」に置くものとします。その課程は五年制とし、受験

資格は「学士」または学士に準ずる者とします。また、修士課程の修了者は、連合大学院の後期課程への受験資格を有するものとします。

3 連合大学院は論文合격をもって修了とし、博士号を授与することとします。また論文博士の制度も残し、在学しなくても博士課程終了と同等とみなされる者に博士号を授与します。

4 大学教員制度を改革し、奨学金の抜本的拡充に努めます。

1 国立大学・大学院の教員は、博士号を持たねばならないものとし、連合大学院大学で教授法を学ばねばならないものとします。このため国立大学設置基準の改正を行います。

2 国立大学・大学院の講座制を廃止し、これに伴う「教授—助教授—講師」という階層制の廃止を目指します。

3 国立大学・大学院の教員の特定大学出身者の比率を制限し、十年を目途とする任期制を目指します。また、学生による教員評価制度の導入を検討します。

4 優秀な大学生および経済的に困窮している大学生への奨学金は給費制とし、博士課程の後期在学者の奨学金は生活給的なものとします。貸与制奨学金は金額を引き上げ、必要とする学生に幅広く貸与できるようにします。

37

十七 国立大学特別会計と私学助成を拡充します。

1 国立大学特別会計への国の予算措置を拡充します。

2 基礎科学研究、先端科学研究の研究費の拡充に努めます。

3 大学病院などの独立採算制を改め、研究者が予算やスタッフの不足を心配せずに研究できる環境を整備します。

4 国立大学・大学院の研究・教育への民間企業の援助を奨励し、それを受け入れための法人を設けます。この法人への寄付に税制上の優遇措置を設けることを目指します。

5 私学助成は、国会決議にある「経常費の二分の一助成」の実現を目指します。

6 学校法人会計基準を見直し、会計の公開を進めます。

18 国民要求にあつた生涯学習を推進します。

1 労働時間の短縮、企業の都合に左右されない国際勧告レベルの教育有給休暇、サバティカル・イヤーの実現に努力します。

2 大学や社会教育施設におけるリカレント教育を拡充します。

3 身近なところに文化・スポーツ・ゆとりのための施設を拡充します。

4 公共教育施設には指導員やインストラクターの配置を行い、初心者教室の開設、サ

ークル活動への援助を行ないます。

5 生涯学習から受益者負担の思想を排します。また公共文教施設の管理・運営に使用者やボランティアの参加・貢献を求めます。

6 国体を改革し、生涯学習の成果の発表の場としての文化・スポーツの祭典を設けます。

7 市民・住民が主体の生涯学習をめざし、生涯学習のための事業は主として市町村が行い、国は労働時間の短縮等の環境整備と市町村の事業の財政援助を行うものとします。

8 社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員に住民代表を含め、行政に住民の意思を反映させるシステムづくりに努めます。

十九 地域住民の教育参加、学校参加をすすめます。

1 都道府県および区市町村の教育委員を公選とします。このため、地教行法に代わる「教育委員会法（仮称）」を創設します。

2 教育委員会の会議の公開、教育情報の公開、住民参加、学校自治の尊重などを求めます。

3 民主的な教育行政の確立を目指し、「中央教育委員会（仮称）」の創設を目指します。

二十 保護者の教育費負担を軽減し、教育予算の拡充を目指します。

1 教育環境整備の遅れを回復するために教育予算の大幅な増額を目指し、公立高校の授業料を無償化し、大学・大学院の検定料・入学金・授業料の引下げを目指します。

2 小・中・高校の補助教材費、業者テストなどの教育費負担をなくし、公立高校の授業料を無償化し、大学・大学院の検定料・入学金・授業料の引下げを目指します。

3 課税にあたって、授業料・入学金・障害児教育に伴うケアの費用などを控除する教育費控除の制度を設けます。

4 義務教育費国庫負担法を抜本拡充し、事務職員・栄養職員の給与費を確保するとともに、旅費・教材費の国庫負担適用の回復をめざします。

5 人口急増地域の校舎建設のための用地取得費特別補助の継続を行うとともに、地価高騰地域の大規模校解消のための用地取得費補助に特別措置を求めます。併せて、大規模校解消の基準を引き下げ、新設校建設を行うための国庫負担の引き上げを求めます。

一九九一・八・七



資料

衆議院本会議代表質問

日本社会党・護憲共同

田邊誠

私は日本社会党・護憲共同を代表し、海部総理大臣の過般の所信表

明演説に対し質問をいたしました。

(雲仙・普賢岳火山災害対策)

総理、長崎県雲仙の火山災害によって、数多くの被災者が苦しみ、いま政治の力を求めております。私はこの方がたに心からのお見舞いを申し上げたいと思うのであります。六月三日の火碎流は、死者・行方不明者四十一名の犠牲者を出しました。その後、災害対策基本法によって警戒区域が設定され、島原市と深江町の住民一万一千人が二ヶ月にもわたって避難を余儀なくされるという、わが国の災害史上にも例のない異常事態となっております。この激流に生きる人びとにとつて、一日一日が、時間との戦いなのであります。

現地では、一日も早い長期避難見舞い金制度の新設や、住民救済と復旧のための基金の設立などを強く求めております。しかし政府の対応は、現行法を楯に遅々として進まず、住民の間には「沿岸戦争では九十億ドル、一兆二千億円ものカネを直ちに支出したではないか」という激しい怒りの声が渦巻いているのであります。これは、政治は何

のためにあるのかという、問い合わせであります。

総理、私はこの災害対策を見るときに、いまの海部内閣の政治姿勢が如実に表われていると言わざるをえないのです。総理も現地で、立法措置の検討を約束されたと聞いておりますが、現行法をこの際最大限、彈力的に運用することは当然ながら今国会ではこの問題について、緊急の特別立法の制定を含め、被災者救援対策をすべてに優先して確立すべきであるものと考えております。まずこのことについての総理の決意をうかがっておきたいと思います。

(今国会の意義)

総理、戦後四十六年目のこの夏に、しかも米ソが初めて戦略核兵器削減の条約に調印した、歴史的な時期に開かれるこの国会は、きわめて意義深いものがあると存じます。私たちはいまこそ、国際国家日本、そして世界に冠たる平和国家日本にふさわしい政治を開拓し、国民の意志と主張を内外に示さなければなりません。今国会の重要な課題である証券スキャンドル、政治改革、国際貢献のどれもが、日本の将来に大きな影響を持つ課題であると同時に、国際社会の注目を集めているからであります。これらの政治課題の論議を通じて、日本の政治、経済の改革を一步でも進めることができ、今国会の大きな責務と言わなければなりません。そこでは、おのずから国会のありようも問い合わせてくるのであります。

参議院における与野党逆転の政治状況によって、政府・自民党がこれまでのように「数の力」すべてを押し切る時代ではなくなりました。私ども社会党にも政治の半分を担う重大な責務があります。この新しい現実に立って、私は今国会では国民の期待に応えて「闊達な論



議」をさせていただきたいと思うのであります。いま、国民の信が問われております、一つひとつ政策に結論をつけなければなりません。あれもこれも手をつけて、いずれも中途半端に終わらせるることは、断じて許すことはできないのであります。今国会で私は、国民の利益と国際社会への貢献に一步でも沿うものは大胆に強調し、その障害となるものについては鮮明に対決することを基本に臨みたいと思います。

以上の基本姿勢を明らかにしつつ、この臨時国会での重要課題を中心、以下、具体的に海部総理に見解をうかがってまいります。

(証券不祥事問題)

まずははじめに、証券問題についておうかがいいたします。

今回明らかになった一連の証券業界、金融業界における不正かつ不公平な実態は、国民から激しい怒りの声を呼んでおります。それのみならず、世界最大の資本調達市場となつたわが国の対外信用を失墜する事態に立ち至っております。「経済一流」「経済大国」と呼ばれたメカニズムの中に、業界ぐるみの「損失補てん」が黙認され、しかも組織暴力団との癒着が侵食していたという事実は、政府が誇ってきたわが国の財政・金融行政のあり方を、「公正さ」の観点から根本的に改革することを迫つていると考えます。アメリカの証券取引委員会は、早くもこれら証券の米国子会社に対する調査を開始したとも伝えられ、対応を誤れば、新たな日米間の不信と摩擦を生むことになることも必至であります。總理、まずこの問題の深刻さとその影響について、どのような基本認識をおもちなのか、お聞かせいただきたいと思うのであります。

アメリカのマスコミは、今回の日本の証券・金融業界の不祥事について、「アダム・スミス以前の資本主義だ」とまで酷評しているのであります。つまり「自由競争」の前提には、公平・公正を実現する近代的社會規範が確固として存在し、人間らしい生活の実現という目標を失わない経済倫理が機能していかなければなりません。

私はこの際、自由経済市場の健全な発展のためにも、日本経済の成功に驕ることなく、謙虚に内外の批判に耳を傾け、國際的信頼に足る、公正で透明度の高い日本の証券・金融市場のメカニズムを作り出す機會とすることを提案したいと思います。それにはまず、今回の不祥事にフタをすることなく、この際、関係者の国会への証人喚問によつて徹底的に事態を究明することから始めるべきであると思うのであります。そして、大蔵省まかせでなく、アメリカで半世紀の歴史をもつ

証券取引委員会に学び、独立した調査・監視機能を有する日本型SECを創設することあります。

アメリカは登録制、日本は免許制の違いなどを理由に、独立した監視機関の創設に難色を示す向きもあります。しかし、わが国の証券市場の大衆化と国際的責任の重大さを考慮すれば、創設反対の理由はどうてい成り立たないのであります。

総理は、このような事態の再発を防ぎ、公正で透明度の高い市場へと、どのように制度改革をしていくのか、また、独立した証券市場の監視機関をつくることについてどのようなお考えをもっておられるか、国民の前に明確にお示しをいただきたいと思います。

(政治改革)

次に政治改革についておたずねします。

自民党はリクルート疑惑の発覚後、「政治改革大綱」を発表し、政治家は襟をただす、政治資金の明朗化をはかる、カネのかかる選挙を是正する、派閥構造を改革し、党の近代化をはかる等々、立派なことをお述べになつたのであります。

ところが自民党は、昨年の総選挙の際、三百億円もの政治献金を財界に要求いたしました。それまでの財界献金は百億円程度と言われてのことから見て、一気に二倍から三倍の献金要求をしたわけであります。また、稲村元環境庁長官の株取引にまつわる脱税事件や、石橋元文部大臣の事件が発覚した際の、私たちの要求に対し、国会の政治倫理審査会における審議を一貫して拒否してきたのは、自民党にほかなりません。

海部内閣は、このような金権腐敗体質の改善には何ら手をつけることなく、小選挙区制の導入がすべての解決の道であると主張しております。小選挙区制は、果たして何もかもを解決する「打出の小槌」と言えるでしょうか。リクルート疑惑に端を発する政治改革に対して國民が期待したのは、カネにけがれた政治を一掃し、政治倫理を確立す

ること、政治の姿を国民の前にガラス張りにすることがありました。それらの改革を実現して、政治への信頼を回復しなければなりません。

こうした国民の期待に応え、日本社会党は他の野党とも協力して、政治家の所得、資産を公開する政治倫理法案を提案し、企業献金の禁止と政党への公的助成を目的とする政治資金規正法改正案を提出してきたのであります。また現在、政治腐敗行為防止の立法化に取り組んでおります。海部内閣は、政治改革を選挙制度問題に歪曲するのではなく、いまこそ、改めてリクルート疑惑の反省の原点に立ち戻って、国民が求める政治改革に取り組むべきだと考えるのではあります。総理の見解を承りたいと存じます。

(選挙制度)

総理、選挙制度の問題で国民が切望したことは、「一票の価値の平等」を保証することでした。このことは憲法の求めるところであります。最高裁の判決もあり、小選挙区制導入を否定した一九八六年の国会決議もあります。したがつて日本社会党は、政治倫理、政治資金の課題とともに、定数是正の問題を三位一体で提起してまいつたのであります。もし総理が、閣議決定した、小選挙区比例代表並立制を今国会に提案しようとするれば、まずこの国会決議をどうするのかについて明確にしなければならないのであります。

総理は、所信表明演説において、政府が決定した小選挙区比例代表並立制は、同士討ちがなくなるのでカネのかからない選挙が実現し、政策、政党本位の選挙となり、政権交代の可能性を開くと強調されました。小選挙区制がカネがかからないと言いますけれども、奄美群島区や参議院の定数一人区で金権選挙を展開しているのは、自民党候補と公認にもれた保守系無所属候補であります。

また、日本の現状で小選挙区制を実施すれば、四割の得票で八割の議席の独占が可能であり、この制度に若干の比例代表制を加味しても、やはり七割余りの議席を独占することにならざるを得ないので

あります。そうであるなら、政権交代という主張とは正反対の結果をもたらすものであり、総理の主張はまさにカラスを驚（さぎ）と言いくるめるようなものであります。

小選挙区比例代表並立制は、その理念においても、手続きにおいても、国民の要求という観点からも矛盾に満ちた制度であります。それゆえに国民の間には、小選挙区制は結果として、憲法改正に必要な議席の確保を目論むものではないかという懸念さえ、もたれているのであります。総理、野党がこぞって反対し、しかも自民党内にも反対が強く、この国会でたとえ提案いたしましても、廃案となることが確定な小選挙区制導入の提案は、取り止めるべきであります。そして、当面の緊急課題として違憲状態を解消するため、総理が国会決議に即して、定数是正の実現に立ち返ることを切望してやまないのであります。私は、将来の有るべき選挙制度としては、一票の価値の平等が保証され、政策本位の選挙で政権交代の可能性を開く比例代表制を中心としたいと存じますが、総理の明快な答弁を求めるものであります。

（国際貢献）

総理、米ソ両国を中心とする冷戦体制が崩壊したあと、世界は軍備拡大の戦争から軍縮へ、そして抗争と対立から対話と協調の時代へと世界史的な大転換をとげようとしております。この世界の新しい潮流は、日本国憲法や国連憲章の精神に通じ、人類の崇高な理想と目的に沿つたものであります。これを発展させるためには、わが国が、人類共同体の発想に立つ「共通の安全保障」、環境と人間の共生、民族の自立と連帯などを推し進め国連中心のもとで、日本と世界の新しい国際関係を確立することであります。

冷戦に代わる軍縮の国際秩序をつくりだす過程で、わが国が世界に信頼され、共感を得るために、わが国自身の軍備を削減する努力が求められているのは当然であります。そこで総理にお伺いしますが、

世界の軍縮傾向とは逆に、わが国の防衛費が、来年度の概算要求でも対前年度当初予算に対し五・三八%もの高い伸びを示しているのはいつたいなぜか。総理は世界に向かって軍縮を説きながら、自らだけがなぜ、軍備拡大の階段を昇るうとしているのか、今こそ、軍備拡大の階段を降りて、軍縮という新しい階段を一步でも昇るべきであります。総理の明快な答弁を求めたいと思います。

総理、わが国の憲法はその前文で、平和を維持しようと努めている国際社会において、「名譽ある地位を占めたいと思う」と、眞の平和への国際的貢献を促しております。大切なことは、その貢献の仕方であります。その際、それぞれの国は、歴史や国民の考え方方に沿って、各国の持ち味を活かした分野で精一杯貢献することによって、国際利益を大きなものにしていくという、国際分業の原理を追求することが、日本の基本姿勢でなければなりません。日本の持ち味は、経済力、技術力であり、総理は、これらの能力を世界に提供する意思を示すべきであります。

日本のすべき国際貢献は、日本の経済力を南の経済的、社会的、エコロジー的な安全保障のために使うことであらましよう。私は、武器貿易禁止を関係国に求める積極的な行動を起こし、国連に「地球環境理事会」を設置するよう、わが国がリーダーシップを發揮することを提案したいと思います。また政府は、これまでの「政経不可分」の原則にこだわることなく、地球社会全体の利益の観点から必要な対ソ経済支援に踏み切るべきであります。総理の考え方をおたずねいたします。

（PKO問題）

総理は昨年の臨時国会で、なぜ国際平和協力法案が廃案になったのか、国民の合意形成の方向はどこにあるのかについて十分承知していないはずであります。しかるにPKO法案をめぐって政府は、自らが明確に否定してきた平和維持軍に対する協力の可能性について、新たな憲法解釈を持ち出し、自衛隊を参加させる方向に確定したことは、憲

法の精神を否定するとともに自衛隊法の枠組みそのものをも大きく変えるものであります。総理、政府のPKO法案に盛り込まれた自衛隊の派遣は、いったい誰の要請に基づいて出ていくのか、また、その部隊は誰の指揮に属し、どこに服従義務を向けるのか。これらの基本的な点についてまず、明確にしていただきたいと思います。

日本の国際貢献は、カンボジア和平も含め、アジア諸国の皆さん歓迎と国民の激励を受けて、胸を張って活動できるものでなければなりません。日本が世界で果たす役割や、日本の国際貢献が必要となっていることについては、社会党と自民党の間で一致が存在しております。それを出発点にして、先進諸国の実例に学びながら、国民合意の形勢のために相互に協力しあう時期に来ていると思うのであります。総理の見解を求めたいと存じます。

(日本の戦争責任と日朝関係)

今年は日米開戦から半世紀、五十年目にあたります。いま改めて、開戦五十年という歴史の節目に立ち、私達は日本の戦争責任を胸に刻み、いまだ果たされていない責任をまつとうする勇気と誠意を發揮しなければなりません。

日本は今なお、戦略戦争のさまざまな被害者に対してその償いを行っていないのであります。こうした戦争の責任をまつとうしないままの外交では、世界の尊敬と信頼を得ることはとうていできないと考えますが、総理の見解をうけたまわりたいと思います。

昨年九月の、わが党と自民党との合同訪朝団の派遣と三党共同声明の調印によって、ようやく日本と朝鮮民主主義共和国との閉ざされた扉が開きました。私はその勢力の一端を担わせて頂いたことを誇りに感ずるとともに、日朝関係の扉を全開させるまで全力を尽くす決意を新たにしております。現在、政府間レベルの交渉は、いまのところ進展しておりませんが、私の見るところ、その責任の多くは日本側にあり、むしろ交渉の早期合意を避けているようにすら見えるのであります。

さて、総理は昨日、広島での原爆慰靈祭で平和についての誓いを新たにされたと思いますが、最初の被爆国であり、非核三原則を持つのが国こそが、核廃絶のリーダーシップを発揮すべきであります。最近、横須賀を母港とする米国の空母ミッドウェーの航海日誌が明らかにされ、核搭載のまま日本に寄港した疑惑が深まっております。この空母に代わって九月には、より大型の核空母インディペンデンスの入港が発表されており、国民の不安は高まる一方であります。総理は、国是である非核三原則の実効性を發揮するために、いったいどのようなお考えをおもちなのか、見解を承っておきたいと思います。

(差別と人権)
総理、二一世紀に向かう人類社会にとって、人権擁護は国境を越えた義務として認識されるようになりました。それは全世界の人びとが人間性豊かな社会のモデルとして、人権尊重を掲げ始めたからであります。私たちは、何人に対しても「差別する自由」と「差別される自由」を許してはならないのであります。日本にはいま、国内外であらゆる差別をなくしていく国際的共同行動が求められているといえます。私たちが不斷の努力を通じて実現する社会は、すべての人びとがともに生き、育ちあうことのできるノーマライゼーションの理念が活かされた社会であります。それはまた男女共同社会であり、障害者、子ども、高齢者が大切にされる社会とも言えるのであります。「子どもの権利条約」の完全批准は、そうしたノーマライゼーション社会に向かう第一歩であると考えますが、同条約批准に対する総理のお考えをうかがいたいと思います。

私たちはまた、全国三百万人を抱える被差別部落問題の解決に向け

た歩みを、停めることはできません。部落差別事件の続発と、そこで明るみに出される差別の実態は、全世界の人権潮流の高まりに照らしても、一刻もゆるがせにできない日本の課題であり続けています。改めて、この問題の解決にあたる、確たる方策をもつて望む決意のほどをお聞かせいただきたいと思うのであります。

(ウルグアイ・ラウンドとコメ問題)

最後に、コメの市場開放問題についてうかがいます。先のロンドン・サミットは、新ラウンドの年内終結をうたった経済宣言を採択しました。そもそもウルグアイ・ラウンドの農業交渉における最大の課題は、日本のコメ市場開放ではなく、アメリカとECとの間の輸出補助金をめぐってであります。したがいまして、コメ問題が交渉の障害になつているという一部政財界首脳の発言は、ためにする議論と言わざるを得ません。ガット農業交渉は、こうした目先の対応だけでなく、発展途上国の人口・食糧問題を考えるならば、地球的規模での長期的な対策が求められているのであり、日本のコメ自給の原則も、その延長線上で対処すべきであります。総理は、こうした長期展望についてどのようにお考えか、おたずねするとともに、「コメの完全自給」を求めた、三たびにわたる国会決議を守りぬく決意があるかどうか、お答えいただきたいと存じます。

(結び)

以上、私は日本の政治が直面し、解決を迫られている重要な政策課題につき、日本社会党・護憲共同の立場から総理に質問し、私たちの提案も申し述べてまいりました。いま、私たち政治家すべてに問われていることは、国民に信頼され、世界から尊重される政治を実現するための根本は何かということであります。

総理は、所信表明演説の「結び」の中で、民主主義の価値観に言及し、人類普遍の原理を説いておられる。そして小選挙区制の導入こそが、日本の民主主義の前進であると位置づけております。これが海部

総理の民主主義に対する認識であるとすれば、まさに「言葉の踊り」と言わざるをえません。

民主主義の社会を実現するということは、単に形式上の公平にとどまるだけでなく、実質的な内容の公正に踏み込み、これが保障されるものでなくてはなりません。これは、政治的公正、経済的公正、社会的公正、そして国際的公正という、国家と社会のあり方にかかる問題であります。この尺度から見ると、総理が不退転の決意で取り組んでいる小選挙区制は、まさに不公正そのものと言うべきであります。

私たち日本国民を律する憲法は、国民主権を基本に、議会制民主主義の原則を定めており、私たちはこれに基づいて国民合意を形成し、前進しなければなりません。総理、いま国民が政治と政党に根深い不信を抱いている姿をどう思われますか。国権の最高機関としての国会の権威は弱まり、議会制民主主義の土台さえ揺らいでいるのであります。国会への信頼を回復するためには、国民に分かりやすい国会に変えていく苦惱を政党全体が負うべきであります。べき姿は、政治理念や基本政策、社会的基盤が異なる政党間の対抗関係を前提としつつも、本来話し合いを基本に、互譲の精神で意見や政策を調整して合意が形成され、それが着実に実行されるところにあります。

その意味において、国会のあり方も抜本的に改革する必要がありましょう。私たちがさきの党大会において、シャドー・キャビネットの具体化を決定したこと、単に日本社会党や野党の問題にとどまらず、二一世紀に向けた日本の政治全体のありよういかかわる課題であると判断したからであります。海部総理、あなたと私は一九六〇年、同時に国会に議席を得た仲間であります。私が質問をし、あるいは海部俊樹議員が私に質問したことを、私はいま思い出しております。総理、本音で語り合える政治の構築と、議会の復権が求められている今日、議会人としての総理の本音の所見をうかがうことを締めくくりに、私の代表質問を終わります。

（おわり）

一九九一・七・五

一九九一・七・六

政府米価決定に当たつての談話

ロンドン・サミットに
当たつての申し入れ

政府は、本日、一九九一年度産生産者米価を六〇キログラム当たり一万六三九一円、前年比〇・六五%の引下げを決定した。

これは、物価、労賃、農業用諸資材が値上がりし、生産費が増加していることをまったく無視した米価で、コメ市場開放への地ならしをねらつたものであり断じて容認できない。

わが党は、コメをはじめ基礎的食糧の自給、国土保全、自然環境維持のためにも、コメの市場開放には断固反対する。そして、農民の所得と再生産を守り、水田農業の健全な発展を図つていく決意である。

一九九一年七月五日

記

日本社会党中央本部
農林水産局長 竹内 猛

二一世紀の幕開けを間近に控え、ポスト冷戦、ポスト湾岸戦争のもとで開かれるロンドン・サミットは、ゴルバチフ大統領の事実上の出席に象徴されるように、対話と協調、相互依存の新しい国際秩序の形成に向か、その具体的構図を示すことが問われるサミットであり、その中でわが国の国際的役割も問い合わせられています。したがって、ロンドン・サミットには、平和主義・国際協調主義を大きな柱とするわが国の憲法の精神に立ち、南北問題を含め、時代にふさわしい積極的な貢献を果たすため、左記のような基本的立場で望まれるよう申し込みます。

一、国連が新しい国連秩序の形成にとって一層重要な役割を担つていることに鑑み、とりわけ紛争の事前防止を図るため、国連の紛争防止、調停機能の創造的強化、武器輸出の禁止のための条約化を図ることともに、国際的な軍縮の推進、核廃絶に向けた核拡散の防止、生物化学兵器の廃絶のためにイニシアチブを発揮するよう積極的に提言すること。また、わが国自ら思い切った軍縮を推進する決意を表明すること。更に、日朝政府間の交渉の促進、カンボジア和平への積極的協力などの努力を積み重ね、「アジアにおける平和保障協力

「會議」の構築を積極的に提起し、その実現を図ること。

一、ソ連のペレストロイカ、経済改革の成否は世界の平和と安定にとって極めて重要であり、わが国がこれまでの「政經不可分」の原則に固執して、ひとり対ソ支援に冷淡であることは国際的に許されない。したがって、ソ連の市場経済への移行に役立つ支援を金融を含め一層推進すべきである。また、東アジアの経済交流、協力は相互利益をもたらすとの観点から、環日本海を含む東アジア経済圏についての具体的構想を提起すること。更に、冷戦時代の遺物であるコムについては、この際撤廃するよう求めること。

一、地球の温暖化やオゾン層の破壊、熱帯雨林の激減、砂漠化などにより、人類の将来は危機にさらされている。同時に、自然災害や地域紛争による被災民・難民の問題も深刻である。世界のGNPの15%近くを占めるわが国こそ、南北格差の解消、最貧層の人々の救済と人権の確立、地球環境の保全などの地球的規模の諸課題に進んで取り組むべきである。そのため資金、技術、人材の活用等あらゆる分野での努力を行うべきである。債権放棄分による「地球環境保全基金」の創設については、それを積極的に提唱すること。

一、湾岸戦争の中東の恒久和平策を進めるに当たり「中東和平地域會議」開催の提唱など関係国の努力が見られるが、当地域においては、パレスチナ問題に関する国連決議の実現についての各国の協力と国連のイニシアチブが期待されているところであり、わが国としてもその全体的な和平環境の整備について積極的な役割を果たすこと。

一、東西南北を含む資金還流など国際金融の新たなシステムを中心とした国際新経済秩序の構築に向けて努力すること。また、今回の公定歩合引き下げの決定は妥当であると考えるが、単なる対米協調にとどまらず、アメリカに対して財政赤字の削減、産業の再活性化を求めるべきであり、国内的には引き続き地価の引き下げ、国民生活

の質的向上のための社会資本の整備などのバブル経済からの脱却を図ること。

一、食糧の安定供給、国土保全などの日本農業の多面的、公的役割を重視し、三度にわたるコメの完全自給の堅持の「国会決議」に基づき、コメの市場開放は絶対に行わないとの態度を明らかにすること。国内の食糧自給率向上のために国境措置の確立が必要であり、自給率の低い国の基幹作物の国内生産維持を図るための新しい国際ルールづくりを主張すること。

(当面の主要課題について)

一、雲仙・普賢岳の火山災害の長期化に伴い、今後も人命尊重を第一とし、現行法を最大限彈力的に運用して住民の非難態勢の整備に万全を期すとともに、生業の継続・確保のための各種融資制度の活用、緊急就労事業等を実施すること。また、現行法で実施できない事業等については、早急に特別立法を制定すること。

一、リクルート事件の厳しい反省に立つ政治改革は、何よりも清潔な政治の実現であり、そのため、政治倫理法の制定、政治資金規制法の改正強化、政治腐敗防止法の制定、公職選挙法の改正等が何よりも求められている。しかるに、政府・自民党が一党支配の恒久化のための「小選挙区・比例代表並立制」の導入に、政治改革をすり替えていることは断じて容認出来ない。したがって、政府・自民党はこのような方針を直ちに撤回し、与野党が協力して清潔な政治を実現し、また、国会決議に基づいて衆議院の抜本的な定数是正を行うこと。

一、昨今の証券業界の不祥事は、わが国経済の健全な発展の視点から看過できない重大な問題をはらんでおり、事件の究明と公正な証券取引制度の確立が国際的にも強く求められている。そのため、政府はこの問題に関する情報の公開を行ない、国会における徹底審議を

行うこと。

一、国連のPKOへの参加協力の方策については、昨年の「国連平和協力法案」の審議を通じて概ね国民の合意形成が図られた「非軍事・民生の分野で自衛隊とは別個の組織を作つて行なう」という方向で早急な制度の確立を図ること。

一九九一年七月六日

日本社会党中央執行委員長

土井 たか子

東側に対抗する冷戦型からグローバルな利益を反映するデータント型へと転換する一步を踏み出したものとして評価する。
一、わが党は国際平和を維持し創造する中心的機関として国連の強化を提案してきたが、ロンドン・サミットが政治宣言で国連を国際体制の中核と位置づけ、国際紛争の予防、平和の維持、人道的援助などの分野で国連の役割を高めることを確認したことは重要な成果である。また、サミットではじめて兵器の移転と不拡散に関する宣言が採択されたことは画期的なことである。日本政府は今後、この二つの宣言に基づき国連の強化と武器貿易の制限・禁止のためにニアチブを發揮すべきである。

自民党総裁
内閣総理大臣
海部俊樹 殿

一九九一・七・一七

ロンドン・サミットについて

日本社会党国際局長
井上一成

一、今回の先進国首脳会議は、中東湾岸戦争の終了後はじめて開催されるサミットであり、またゴルバチョフ大統領との会談が予定されているとあって国際的に注目を集めていたが、国連機能の強化、武器貿易の制限など、ロンドン・サミットが先進国首脳会議を促進する大きな成果を生んだ。わが党は、ロンドン・サミットが先進国首脳会議を

一、わが党は、サミット参加国首脳が経済宣言で1991年末までにウルグアイ・ラウンドを完了させる決意を表明したことを評価するとともに、日本政府が農業問題について食料安全保障の観点から交渉に臨むことを強く要望する。また経済宣言で南北問題、環境問題への積極的取り組みが確認されたが、今後、日本政府をはじめ関係

各国は最貧層の人々の救済と人権の確立、地球環境の保全など具体的な課題に積極的に取り組むべきである。

一九九一・七・一六 札幌

国民に信頼される公正な

証券市場の確立に向けて

日本社会党副委員長
田邊誠

八月初旬に開会が予定されている臨時国会は、日本の政治・経済のあり方にとっても、また再出発するわが党にとっても極めて重要な位置付けをもつ国会である。この臨時国会の課題は、①雲仙岳火山災害への緊急対策、②選挙制度問題を含む政治改革、③国連平和維持活動（PKO）や災害救援など国際貢献策、④証券・銀行スキヤンダルの徹底解明と制度改革、⑤コメの自由化問題など重要懸案が山積している。

とりわけ、銀行・証券会社と暴力団との結託、四大証券会社による大口投資家への損失補てんなどは、証券市場に対する国民の信頼を失わせ、また世界最大の金融市場に成長した日本の国際的信用を大きく失墜させるものである。この不公正な証券市場のあり方は、金融業界と大蔵省など行政との癒着、企業倫理の未確立と社会的責任の欠落などに根ざす構造的スキヤンダルであり、一連の行政処分や大蔵首脳の減給などにより事件をウヤムヤに終わらせていい問題ではない。したがって、わが党は、市場メカニズムの原則を正しく機能させたために、臨時国会で銀行・証券スキヤンダルを徹底的に解明するとともに、

もに、国際社会にも通用する公正・公平な市場環境の確立に向けて抜本的な制度改革に取り組む決意である。

一、証券不祥事の徹底的解明について

① 今回の証券問題の徹底究明のために、関係者の国会証人喚問、そして関係資料の提出を強く要求していく。具体的には、第一回目として、東急電鉄株の異状な値動きに關し、野村證券会長田淵節也、元社長田淵義久、日興証券元社長岩崎琢弥、損失補てん問題については、以上三名のほか元国税庁長官角谷正彦、以上四名の国会証人喚問を要求する。

② 損失補てん問題に関し、証券業界首脳や大蔵当局は「秘守義務」を名目に口をつぐんでいるが、「利益保証」による補償であれ、事後的な「損失補てん」であれ許されざる行為である。したがって、損失補てんを受けた者の氏名または名称及びその受けた金額、その具体的方法など関係する全資料の提出を要求する。

③ 不正取引の温床となっている仕手集団の一掃を図るためにも、住友銀行・イトマン問題の徹底究明を求める。いわゆるヤミ経済と言われるものの壊滅をめざして企業倫理の確立に全力を傾注する。そして、今後、企業が暴力団に恐喝されることのないよう、公正な社会を作るために諸方策を図る。

④ 損失補てん問題については、証券会社のみではなく、信託銀行においても同様のことが行われている可能性が強く指摘されており、その実態究明を図るとともに、二ギリといわれる利益保証あるいは損失補てんが明らかな場合には、大蔵省の行つた銀行検査の報告書、日本銀行の行つた考查の報告書の提出を求め、同時に、関係者の国会証人喚問を求める。

二、公平・公正な市場の確立について

① こうした一連の問題の究明を図るとともに、今後このようないい問題が生じないように防止策を講じる必要がある。そのために、第一段階として、不透明な取引を改め、有価証券をいつ、誰が、何を、どれだけ売買したのかを明らかとなる法的な措置を講ずる。

② 併せて、第二段階として、証券市場の公正を確保する独自の監視機関の設置を図る。このため大蔵省証券局の監督機能を切り離し、米国のSEC（証券取引委員会）と同様の日本版SECの創設をめざす。

③ 不透明な証券市場の温床は証券業界と行政との癒着、とくに大蔵省による多様な通達行政と高級官僚の天下りは表裏の関係にある。

このため規制事項の法律化と利害関係業界への退職後一定期間の天下り禁止を厳正に実施する。

④ たびきさなる金融・証券の不祥事については、その制度 자체を抜本的に改める必要がある。透明性の高い市場づくり、消費者重視、投資家保護の視点から、金融制度改革につき、金融制度調査会、証券取引審議会の審議のやり直しを求める。

⑤ リクルート事件から始まつた金融・証券市場の問題は、政治銘柄を含め有価証券のキャピタルゲイン期待のみとして売買されていることが問題の根底にあり、キャピタルゲイン期待が続くかぎり、証券市場における不公正取引の懸念が拭い切れない。したがつて、今後、各企業は、社会的責任を自覚し、証券市場の健全な育成のためにも、社外重役などによる自己責任原則を確立するとともに、配当性向を引き上げることに努力し、配当性向期待による健全な株式の市場の活性化を目指すべきである。

一九九一・七・一四 長崎県島原市

雲仙岳噴火災害対策の

早期立法化を求める

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

雲仙普賢岳の噴火による災害は、五月月中旬の土石流の発生からすでに二月余りを経過し、なお終息する気配もありません。警戒区域の設定による住民の立入禁止措置も五〇日余りとなり、約一万一千人が長期にわたる避難生活を余儀なくされています。さらに直接、間接の被害は島原市と深江町にとどまらず、島原半島全域の住民が火山灰被害や売上高、漁獲高の減少などによって、生活を脅かされています。噴火災害による被害が長期化、深刻化するなかで、住民の生命と生活を守るために、対策立法を含む国の全面的な取組みがいっそう必要になっています。社会党はまもなく招集される臨時国会において、以下のようない法化を含む雲仙岳噴火災害対策に全力をあげていきます。

一、今回の噴火災害では不安定な状態が長期にわたり、現行の災害救助法をはじめとする災害対策法の不十分さが浮き彫りとなつた。とりわけ、長期に警戒区域が設定され、避難住民の物心両面にわたる負担が極めて大きなものになつているにもかかわらず、避難住民への援護措置は低利融資しかなく、生活再建の見通しが全くないなかで新たな借金を負うことになり、多くの避難住民は躊躇している。

この際最小限の立法措置として、一ヶ月以上にわたつて立入禁止区域が設定された場合に、避難を余儀なくされている住民に一人当たり最高一五万円程度の「避難見舞金」を支給する制度を創設すべ

一九九一・七・二三

きだと考える。また、災害弔慰金の最高限度額も死亡五〇〇万円、障害一五〇万円に引き上げるべきである。世界中あらゆる国の災害に支援活動をしている日本が、これほどの国内災害に手を差し伸べられないとはいえない。臨時国会において、各党と協議し、早期に議員立法による法制化を目指す。

また、緊急に必要な「特別立法」についても、臨時国会での実現を目指し、各党と協議し、働きかけていく。

- 二、今後、住民、農林水産業者、中小商工業者などの生活と経営の維持・再建が大きな課題となる。このため、現行法を最大限彈力的に活用した生活援護融資や経営維持のためのつなぎ融資の実施、現在の借入れ資金の償還延期、超低利の再建資金融資の実現などのきめ細かい対策が必要である。こうした事業の実施のための財源として、国の預託を中心とする数百億円規模の「島原災害復興基金」を設立することを求めたい。
- 三、被災地区の集団移転問題については、あくまでも当該地区の皆さんの意志が第一であることはいうまでもない。もし、住民の皆さんの方で意志が固まった場合には、地元の負担が最小限となるよう最大限の努力をしていく考えである。
- 四、被害の長期化に伴って、住民に対するきめ細かい相談活動などが重要になっている。このため、国、県、市町が一体となつた現地対策本部をつくり、行政がこうした要望に的確に対応できるよう求めていく。
- 五、長崎県と地元市町への財政援助の強化を求める。

住友・イトマン事件関係者の

逮捕について（談話）

銀行・証券等問題調査プロジェクトチーム
委員長 大木正吾

一、住友銀行・イトマン事件については、かねてから今回問題となっている野村証券・暴力団稻川会と同様の汚れた金融のもとに暴力団に金融利益が供与された事例として調査してきた。

一、本日、住友銀行・イトマン事件における関係者の逮捕により、事件の解明が行われることを期待する。特に、政治家の関与が取りざたされている事件でもあることであり、徹底した解決を求めるところである。

一、同時に、国会においても、調査・解明すべく、全力をあげて、努力する。また、来る一五日に衆議院大蔵委員会においても、追求するよう関係者に指示したところである。

四大証券の補てん先について（談話）

銀行・証券等問題調査プロジェクトチーム
委員長 大木正吾

一、本日、四大証券の補てん先企業等について、その一部の内容が明らかとなつた。急急に、準大手の証券会社も含めた、全ての補てん先企業等が明らかとなることが望まれる。

一、補てん先企業等の一覧からうかがえるのは、①エクイティーファイナンスなどによる過去の手数料の割戻し的性格のもの、②引き続き継続した取引きをねらった不公平取引きに該当する恐れのある性格のもの、③何らかの圧力により補てんせざるをえなかつたもの、以上三つに大きく分類することができるよう見える。

いずれにせよ、今後、証券会社と補てんを受けた企業とどのようなことが行われていたのか、また、いつ、どのような方法で補てんがなされたのかを明らかにしなければならない。

一、八月一日に予定されている参議院大蔵委員会で、補てんの実態について追求するよう指示をしたところであり、引続き関係者の証人喚問を強く要求するところである。

準大手・中堅証券会社

損失補填について

日本社会党
銀行・証券等問題調査プロジェクトチーム
委員長 大木正吾

一、本日、国会における本格追求を前に、準大手・中堅証券会社一三社の損失補填内容が明らかになつた。これは、先日の大手四社のもと合わせて、「業界ぐるみ」の慣習化した実態を示すもので、問

一九九一・七・三一

題の深刻さをさらに明確にしたものだ。業界と大蔵省においては、早めの対応で事態の鎮静化を狙つたものとされるが、わが党は、セセーショナリズムに走ることを戒めつつも、より徹底的な再発防止システムの創設に向けて取り組む決意を新たにしている。

一、今回明らかになった分の特徴は、①ノンバンク②宗教法人など各種非営利法人③名を伏せられた個人――などが含まれていること、また、各企業や法人が、複数の証券会社へ取引きを分散させている実態などである。これは、バブル経済の中で営利企業だけではなく、幅広い有力な社会勢力が不公正な取引きに手を染めていたという新たな問題点を示している。この背後には、政治家の介在がいまだ隠されている疑いも拭いえない。圧倒的多数の個人投資家の怒りは、この際、徹底的なディスクローズ（資料の公開）を求めている。

一、これらの損失補填は、既に一部で明らかになっているような「利回り保証」という明白な違法行為を伴っていた可能性すらある。このことを始め、実際の取引がどのような条件でおこなわれていたのかは、関係者の証人喚問によって明らかにする外はない。本来の監督官庁である大蔵省がこのような広範な業界実態を黙認していた以上、立法府である国会こそその解明、対策に強い国民的責任感が求められている。

以上

「党改革のための基本方向」について

党改革案修正内容

| | 原 案 | 修 正 後 |
|-----|--|---|
| 13. | <p>(前略) 政策審議会長、国会対策委員長は両院議員総会で選び、 大会で報告・承認する。</p> | <p>(前略) 政策審議会長、国会対策委員長は両院議員総会で選び、 決議機関で報告・承認する。</p> |
| 17. | <p>(前略) ガイドラインに象徴される日米安保の軍事的機能をチ ェックしつつ核軍縮・非核三原則、日米共同作戦の中止、米軍基 地の縮小・撤去などをすすめる。</p> <p>われわれは、日米安保条約の存在を直視し、運用にあたっては 日米関係を重視しつつ、軍縮の時代にふさわしい対応を推進し、 安保条約を必要としない国際環境づくりに努める。とりわけアジ ア太平洋地域の平和・軍縮を促進し、地域的な国際安全保障体制 の構築をめざし、安保条約をそこへ包摂していく。この場合、い かなる霸権も、容認されるべきではない。</p> | <p>(前略) ガイドラインに象徴される日米安保の軍事的機能をチ ェックしつつ核軍縮の促進・非核三原則の厳密な適用、日米共同 作戦の中止、米軍基地の縮小・撤去などをすすめる。</p> <p>われわれは、日米安保条約の存在を踏まえ、その運用にあたつ ては日米関係を重視しつつ、軍縮の時代にふさわしい対応を推進 する。アジア太平洋地域については、平和・軍縮を促進し、国際 協力をすすめるとともに、新しい国際安全保障体制の構築をめざ し、安保条約を必要としない国際環境づくりに努める。</p> |
| 18. | <p>(前略) 自衛権の行使は、できるかぎり軍事的手段によること なく平和外交、経済的貢献、文化・科学交流など総合的政策によ るとの認識に立つ。</p> <p>(中略) われわれは四十年にわたる自衛隊の存在を直視する。自 衛隊の実施は違憲であるとの認識に立って、世界の軍縮潮流に對 する</p> | <p>(前略) わが国の安全保障は、基本的に平和外交、経済的貢献、 文化・科学交流など総合的政策によるとの認識に立つ。</p> <p>(中略) われわれは四十年にわたる自衛隊の存在を直視する。自 衛隊の実施は違憲であるとの認識に立って、世界の軍縮潮流に對 する</p> |

在の自衛隊の実態は違憲であるとの認識に立つて、世界の軍縮潮流に対応して防衛計画を改め、防衛費の増大を抑え、計画的に削減して軍縮を実行する。このためシビリアンコントロールの強化と相まって、自衛隊のあり方としては、領土、領空、領海の保全に任務を厳しく限定して、集団的自衛権を認めず、周辺諸国に脅威を与える攻撃的兵器の保持・計画を見直し、軍縮への努力を開拓する。また、自衛隊組織の国土警備隊（仮称）などへの改編をすすめ、国連の平和維持活動、国内的・国際的災害救助活動に参加させ、世界の平和と安全に貢献する。（後略）

20. （前略）稼働中の原子力発電については、①経済・産業のエネルギー源として一定の比率を占めている現実、②スリーマイル島チエルノブイリ事故にみられるように、不測の事故への不安が完全に解決されていない現実、③化石燃料への依存も地球環境問題にみられるように多くのリスクと限界があるという事実、などを直視して対処する。このため当面は、原発情報の全面公開、事故防止避難対策の住民への徹底をはじめ原発の安全確保に最大限の努力を注ぎつつ、脱原発を基本とする総合エネルギーの研究開発を促進し、「原発なき日本」をめざす。（後略）

23. それは、政務・党務の分離による責任体制を確立するなどの改革にある。

応して防衛計画を改め、防衛費の増大を抑え、計画的に削減して軍縮を実行する。自衛隊のあり方としては、シビリアンコントロールの強化と相まって、集団自衛権を認めず、周辺諸国に脅威を与える、攻撃的兵器の保持・計画を見直し、領土、領空、領海の保全に任務を厳しく限定して、軍縮への努力を開拓する。また自衛隊組織の国土警備隊（仮称）などへの改編をすすめるとともに、国連の平和維持活動、国際災害救助活動に参加させる自衛隊とは別個の組織を創設し、わが国及び世界の平和と安全に貢献する。（後略）

20. （前略）稼働中の原子力発電については、①経済・産業のエネルギー源として一定の比率を占めており、②スリーマイル島、チエルノブイリ事故にみられるように、不測の事故への不安が完全に解決されておらず、③化石燃料への依存も地球環境問題に見られるように限界があるなどの現実を直視して対処する。このため当面は、省エネルギーを前提として原発情報の全面公開、事故防止、避難対策の住民への徹底をはじめ原発の安全確保に最大限の努力を注ぎつつ、新しい原発や放射性廃棄物の処理処分施設の建設を認めず、一日も早く「原発なき日本」をめざす。（後略）

23. それは、政務・党務の分離による責任体制を確立するなどの改革にある。

編集後記

★泡のないビルはなんとも気が抜けてます
いものだが、同じ泡（バブル）でも経済のそ
れは、知らず知らずのうちに社会を蝕んでし
まう。昨今の証券や銀行の「不祥事」は、こ
のことを余りにも見事に露呈した。三年前の
同じ夏に発覚したリクルート疑惑は、政治家
への未公開株譲渡ということから政界に与え
たマグネチュードは強烈だった。だが、この
度の「不祥事」は、リクルートよりもわが国
経済社会の根底に、より深くかかる問題だ
といわねばならない。▼証券会社による「損
失補填」は、これまで明らかとなつただけで
も総額一七二〇億円、世界に名だたる巨大企
業を始めとして六〇〇以上の法人や団体が名
を連ねている。しかも、損失補填を受けた企
業が一様に「その認識はない」といっている
ことに驚かされる。財テク、マネー・ゲーム
に狂奔してきたなかで育まれた持金思想によ
つて、感覚が麻痺してしまったのか。▼二一
世紀を前にして、わが国が本当にゆとりのあ
る豊かな社会なのかどうか、考え方直してみる

機会を、これら金融をめぐる一連の不祥事が
私たちに提供してくれたと思う。振り返れば、
八〇年代の臨調行革路線のなかでわが国経済
が輸出主導へシフトし、円高の結果膨らんだ
マネーは、低金利と民活の政策によって土地
や証券、ゴルフ会員権、はては絵画までも投
機の対象として向つた。バブル経済は「企業
戦士」の過労死という犠牲を伴いつ繁栄を
謳歌した。▼外国からは閉鎖性、不公正が指
摘され、他方、国民が豊かさの実感を欠くわ
が国の経済社会について、バブルが弾けた今、
真剣な問い直しが求められている。

★「政治が三流なら経済も三流」「金さえあ
れば何でも出来るという考え方を生んだ基本
は、日本の政治のあり方にあると思う」と、
後藤田正晴氏は述べている。同感である。し
かし、その処方箋が「小選挙区比例代表並立
制」だというのは全く頂けない。臨時国会で
は、断固廃案あるのみ。

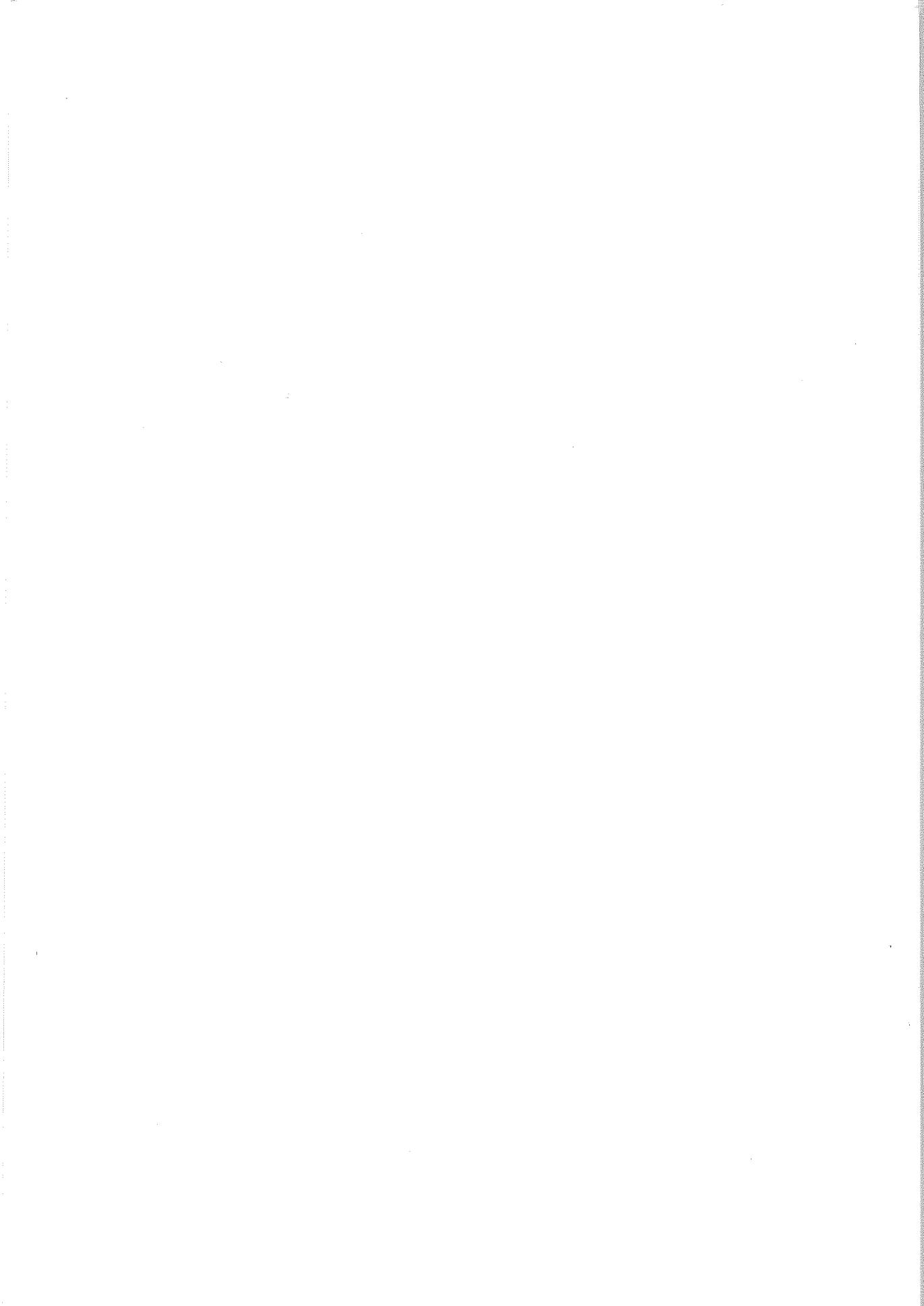
(W)

「政策資料」購読料のお知らせ

| | | |
|------------------|-----------|-----------|
| 定価 | 一部 | 三〇〇円 |
| 送料 | 一部 | 五一円 |
| 年間購読料 | | 四二〇〇円（前納） |
| ご送金は左記へお願いいたします。 | | |
| 郵便振替 | 東京8-80821 | |
| 又は | | |

大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

| | | | |
|-------|------|------|-------|
| 委員長 | 早川 勝 | 小野信一 | 小林恒人 |
| 編集委員 | 外口玉子 | 松前 | 穂山 |
| | 水田 稔 | 佐藤三吾 | 篠崎年子 |
| | 温井 寛 | 浜谷 淳 | 川那辺 博 |
| | 石田 武 | 佐藤敬治 | 石田好数 |
| 兼事務局長 | 早川幸彦 | 渡辺 博 | 菅野久光 |
| 会計監査 | | | |



POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

September 1991

No. 300

Foreword ; Masaru HAYAKAWA, New Chairman of the Policy Board

Special Issue ; A Child Renaissance for 21st Century

—SDPJ's Plan of Educational Reform and Action Program
(Interim Report) —

Documents ;

SDPJ's Representatives' Questions in the Plenary Meeting of the
Lower House

Presentation to Prime Minister KAIFU for the London Summit

Proposal on the Creation of Fair and Credible Bond Market

Proposal on the Immediate Enactment of the Legislation for
the Unzen Eruption Disasters

Others

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg, the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome. Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

政策資料 9月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 早川 勝

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)